

官報号外 平成二十年四月三十日

○第一百六十九回 衆議院会議録 第一十六号

平成二十年四月三十日(水曜日)

議事日程 第十六号

平成二十年四月三十日

午後一時開議

第一 保険法案(内閣提出)

第二 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(内閣提出)

午後一時開議

○本日の会議に付した案件

日程第一 保険法案(内閣提出)

日程第二 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(内閣提出)

内閣提出、平成二十年度における公債の発行に関する法律案(内閣提出)

外百二名提出)

内閣提出、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案は、いずれも、二月二十九日に参議院に送付の後、六十日を経過したが同院はいまだ議決に至らず、よって、本院においては、憲法第五十九条第四項により、参議院がこれを否決したものとみなすべしとの動議(大島理森君外百二名提出)

がこれを否決したものとみなすべしとの動議(大島理森君外百二名提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の三案を一括して議題とし、提出、参議院送付)

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、いざれも、二月二十九日に参議院に送付の後、六十日を経過したが同院はいまだ議決

地方交付税法等の一部を改正する法律案、本院議決案

議決案

憲法第五十九条第一項に基づき、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案の本院議決案及び所得税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百二名提出)

○講長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後二時開議

維持する租税特別措置法案など税制法案及び地方税三法案について、現に参議院で審議中にもかかわらず、否決したものとみなす動議を提出し、衆議院の数の力で再議決しようという、憲政史上かつてない暴挙に断固として抗議するものであります。(拍手)

これらの法案は、現に参議院で審議中であり、日程協議が行われ、審議の意思を明確にしています。にもかかわらず、衆議院が一方的に否決となすことは、参議院の審議権を剥奪するものと言わなければなりません。

しかも、みなし否決と再議決は、福田首相の言明と政府・与党決定に照らしても、国民世論に照らしても、また国会審議の経過に照らしても、一片の道理もありません。

政府・与党が再議決しようとしている国税、地方税の歳入関連法案は、二カ月前の二月二十九日、道路特定財源問題での矛盾と破綻が明白になつてゐるにもかかわらず、予算案とともに、自民、公明両党が衆議院本会議での採決を强行したものです。それから六十日経過したからみなし否決を求めるというのは言語道断であり、この六十日間で大きく変わつた事態を全く無視するものであります。

政府提出法案は、ガソリン税を道路だけにしか使えない特定財源とし、暫定税率を十年間維持して、道路財源を確保し、五十九兆円に上る道路中期計画のもとで、際限なく新たな高速道路建設を推進するというものでした。そもそも道路特定財源は、一九五三年以来、三年、五年の臨時、暫定措置を繰り返すと重ねてき

たものであり、さらに七四年からは、道路に充てるために暫定税率が上乗せされ、今日に至つてはあります。

政府が財政危機を言い、国民生活を切り捨てながら、際限ない道路づくりを聖域化する政策を五十年にわたつて続けていますに、国民の厳しい批判が沸騰したのであります。

この国民の世論の批判に押されて、三月十九日、福田首相自身が法案修正に言及し、道路特定財源の一般財源化を明言し、三月二十七日の政府・与党決定で、二〇〇九年度から道路特定財源を一般財源化の方針を打ち出しました。そして、道路特定財源と暫定税率は、三月三十日をもつてその期限が切れ、失効したのであります。

法案を提出した政府・与党自身がその骨格の変更に言及しているのであります。にもかかわらず、十年間道路特定財源を維持することを前提に暫定税率を復活させる税法改正案をそのまま成立させることは許されません。来年度からの一般財源化と根本的に矛盾することは明らかではあります。それから六十日経過したからみなし否決せんか。

この間の審議についていえば、政府が一般財源化を言明しながら、その具体的な内容を明らかにせず、秋の税制の抜本改正の中でとしか言わないことが審議の充実を妨げてきたことを厳しく指摘なればなりません。

私は、自由民主党の岩屋毅でござります。まず、先ほど議長からも御発言がありました

が、先ほどの民主党の暴力的妨害行動は国会の品位を汚すものであつて、断じて許すことができません。厳しく糾弾されるべきと考えます。

さて、私は、自民党、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の計五法案を憲法第五十九条第四項の規定に基づいて参議院が否決したとみなすという両動議につきまして、賛成の立場から一括して討論を行います。

この四月からは、食料品を初め生活必需品が相次ぎ値上げされ、庶民の家計を直撃しています。その上、所得は上がらず、医療費などの負担と重税が重くのしかかっているのであります。さらに、七十五歳以上に差別医療を押しつける後期高齢者医療制度の実施を強行し、老後の不安を押しつけたのであります。

こうしたもので、一たん下がったガソリン税二兆六千億円の大増税を行い、国民生活に打撃を与えることは断じて許されません。政府は、道路特定財源について、ユーチャーの理解が必要だと繰り返してきましたが、今こそユーチャー、国民の声に耳を傾けるべきであります。道路特定財源は一般財源化して、道路にも環境にも福祉にも使えるようになります。その国民多数の声にこたえるべき返してきましたが、今こそユーチャー、国民の声に耳を傾けるべきであります。道路特定財源は一般財源化して、道路にも環境にも福祉にも使えるようになります。その国民多数の声にこたえるべき返してきましたが、今こそユーチャー、国民の声に耳を傾けるべきであります。

最後に、ガソリン税の暫定税率と道路特定財源の復活はすべきではありません。このことを断固として主張し、国税二法案及び地方税三法案のみなし否決に反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 岩屋毅君。
(岩屋毅君登壇)

○岩屋毅君 自由民主党の岩屋毅でございます。まず、先ほど議長からも御発言がありました

最初に申し上げたいと思います。

さきの山口二区の補選の結果は、私どもに非常

に厳しいものとなりました。政府・与党として

は、この選挙結果を謙虚に受けとめ、今後に生か

していかなければならぬことは当然であります。

しかし、それと同時に、政府・与党として本

來なすべきことについては、肅々とその責任を果

たしていかなければなりません。

私は、そもそもこのような動議を審議しなけれ

ばならないということについて、言いようのない

むなしと憤りを覚えております。

この間、参議院は一体何をやつていたんじよ

うか。その参議院を主導する野党諸君は一体何をやつていたんでしょうか。国会は、議論をして物

を決するところでございます。しかも、この通常

国会の最大の使命は、国民生活に直結する予算並

びにその関連法案を審議し、年度内に結論を得る

ことにございます。それが果たせていないといふことは、与党も野党もない、国会そのものが極めて深刻な状況に置かれているということを我々は

厳しく認識しなければならないと思ひます。

きょうは一体何日でしようか。既に新年度がス

タートして一ヶ月が経過をしております。國も自

治体も、平成二十年度の予算を決定し、既にその執行が始まつております。参議院の議決からは六十日が経過をいたしました。にもかかわらず、院

として結論すら出せないということは、職務怠慢

にはかならず、職責の放棄だと言つて過言ではありません。現在の野党主導の参議院は、憲法が予定し、期待をしております第二院としての機能を

はるかに逸脱していると言わざるを得ません。

昨年の参議院選挙の結果は、政府・与党にとつ

ては極めて厳しいものでございました。しかし、民の声は天の声であります。これもまた国民の選択の結果であります。政府・与党は、この結果を真摯に受けとめ、このねじれの中から政治を前に進めていくためには徹底した話し合いしかないという考え方のもとに、極めて丁寧な国会運営を続けてまいりました。

官報(号外)

その結果、さきの本院での予算委員会における審議時間は例年以上のものとなり、極めて充実した審議を行うことができました。それは、本日の議題となつております地方税三法案、国税二法案についても同様であります。これらの法案は、本院においては、去る二月十九日、総務、財務金融の両委員会に付託されて以来、地方税三法案については延べ五日間で十七時間、また国税二法案については延べ六日間で二十一時間余りの質疑の後、採決され、去る二月二十九日の本会議において参議院に付託されました。ところが、参議院においては、これらの五法案は、驚くなかれ、何と一ヶ月以上も放置され続けたのであります。まことにもつて前代未聞のことであり、憲政史上に汚点を残す愚行だつたと言わざるを得ません。

この間、そのような異常事態を開かずするため、与党からは何度も政策協議を呼びかけ、また、参議院規則に基づく委員会の開会要求を行つてまいりました。しかし、野党は一向に聞く耳を持たず、とうとう一ヶ月もの貴重な時間を空費してしまつたのであります。税金の無駄遣いというならば、これ以上の無駄遣いはありません。しかも、民主党は、自分たちの提出した法案の審議すら拒否するという、全くもつて理解に苦し

む行動をとつたのであります。その結果、五法案は年度内に一度も審議されることなく、ようやく委員会に付託されたのは、何と四月四日になつてからであります。遅きに失したもの、その後、参議院において精力的に審議が進められ、公聴会や参考人質疑などを実施するなど、ここでも例年以上の審議時間を費やしたのであります。

ここに至れば、採決をするのは当然でしよう。それが国権の最高機関たる国会の一翼を担う参議院としての使命であります。しかるに、野党は審議が尽くされていないという一点張りで結論を先延ばしにして続け、とうとう本日を迎えたというわけであります。

議会運営の責任は第一党にあります。その参議院第一党が、衆議院から送付された法案を六十日を過ぎた今もなお結論すら出せないというのは、一体どういうわけなんでしょうか。それほどまでに責任感がないのでしょうか。それとも、能力がないのでしょうか。かつて、小沢代表がいみじくも、今の民主党には政権担当能力がないとおっしゃいましたけれども、少なくとも、今日までの姿を見る限り、小沢代表の言を支持せざるを得ないであります。

議員諸君の良識をもつて、圧倒的多数の賛同を以てお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長(河野洋平君) ありがとうございます。(拍手) 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、平成二十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案はいずれも参議院が否決したものとみなすことになりました。(拍手)

ただいま議場内交渉係が協議中でありますから、そのまましばらくお待ちください。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

今、民主党の姿勢はまさに政局至上主義であり、党利党略の最たるものであると言わざるを得ません。このような議会運営は、参議院の権威を失墜させるだけでなく、やがては参議院の存在価値そのものが問われる事態を招くことは必至であります。野党の諸君に猛省を促すものであります。野党の諸君に猛省を促すものであります。

○議長(河野洋平君) これまで提出の内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一

このままでは、国政の停滞が日本の國の足を引つ張ることになるのではないでしようか。政局最優先でいたずらに結論を先延ばし続ける野党は審議が尽くされていないという一点張りで結論を先延ばしにして続け、とうとう本日を迎えたというわけであります。

このままでは、国政の停滞が日本の國の足を引つ張ることになるのではないでしようか。政局最優先でいたずらに結論を先延ばし続ける野党は審議が尽くされていないという一点張りで結論を先延ばしにして続け、とうとう本日を迎えたといふわけではありません。

議会運営の責任は第一党にあります。その参議院第一党が、衆議院から送付された法案を六十日を過ぎた今もなお結論すら出せないというのは、一体どういうわけなんでしょうか。それほどまでに責任感がないのでしょうか。それとも、能力がないのでしょうか。かつて、小沢代表がいみじくも、今の民主党には政権担当能力がないとおっしゃいましたけれども、少なくとも、今日までの姿を見る限り、小沢代表の言を支持せざるを得ません。議員諸君の良識をもつて、圧倒的多数の賛同を以てお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長(河野洋平君) ありがとうございます。(拍手) 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、平成二十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案はいずれも参議院が否決したものとみなすことになりました。(拍手)

ただいま議場内交渉係が協議中でありますから、そのまましばらくお待ちください。

官 報 (号) 外

○議長(河野洋平君) 議場内交渉係が協議をいたしましたたけれども、この際、暫時休憩します。

午後二時五十五分休憩

午後三時四十二分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 先ほど、参議院から、国会法第八十三条の第三項により、本院送付の地方税法等の一部を改正する法律案 地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の返付を受けました。

憲法第五十九条第二項に基づき、地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の三案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議 (大島理森君外百二名提出)

○議長(河野洋平君) 大島理森君外百二名から、憲法第五十九条第一項に基づき、地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の三案を一括して議題とし、直ちに再議決すべし

との動議が提出されております。本動議を議題といたします。

討論の通告があります。順次これを許します。

塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、地方税三法案を再議決すべしとの趣旨の動議に反対の討論を行います。(拍手)

この四月一日を迎えて、一九七四年以来続いているガソリン税を初めとする道路特定財源の暫定税率が廃止をされ、三十四年ぶりに本則の税率が適用されるようになりました。今回の再議決は、これを覆し、暫定税率を復活させるものであります。

反対理由の第一は、暫定税率復活反対の国民世論を無視する暴挙だからであります。

世論調査でも、本来の税率になつたガソリン税などの税率を暫定税率に戻すと答えた人の割合は、現在の税率を支持する人の半分しかありません。国民の多くは、混乱どころか歓迎をしております。国民は無駄と浪費の原因となつた道路特定財源の構造を見直せと要求をしています。再議決は、こうした圧倒的な国民世論に反するものであります。

反対理由の第二は、暫定税率の復活は、大増税を国民に押しつけ、物価高騰を加速させ、国民生

活を圧迫するものとなるからであります。

憲法第五十九条第一項に基づき、地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の三案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議 (大島理森君外百二名提出)

○議長(河野洋平君) 大島理森君外百二名から、憲法第五十九条第一項に基づき、地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の三案を一括して議題とし、直ちに再議決すべし

ことになるからであります。全国消費者物価指数の総合指数は六ヶ月連続のプラスとなり、七月からは電気、ガスなどの公共料金の引き上げが予定をされており、暫定税率の復活は、新たな負担を国民に押しつけるものになるであります。

反対理由の第三は、地方税法の再議決が道路財源に税金を充てるという目的税を継続するものとなるからです。

福田総理は来年度から道路特定財源の一般財源化をいますが、地方税法では、軽油引取税などは道路整備に充てるという目的税が掲げられたままで。道路にだけ税金を使うという仕組みを残しましたままこの法案を押し通すことは、総理の一般財源化の表明をみずから否定するものであります。

政府・与党は地方財政が大変だと言いますが、そもそも地方財政の疲弊の原因是、九〇年代の国から地方への公共事業の押しつけ、また、三位一体の改革での交付税の大幅削減にあります。今必要なことは、国の責任で地方への財源手当てをすれば、政府が明言をすることです。それが、地方団体の地方交付税の復元、増額という要望にもこたえられます。また、道路にも福祉にも

これらの法案は、地方団体の歳入の根幹に関する法案であり、地方団体が安心して行政運営をするための基礎となるものであります。地方団体は新年度を迎え、道路事業のみならず、福祉や教育などさまざまな行政サービスを滞らせることなく展開している最中であります。そういう中にあつて、地方団体の行政サービスを行うための歳入に関する法案が成立していないのは、一体どういうことなのでありますよ。

○谷口和史君 公明党の谷口和史でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案の地方関連三法案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしという動議について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

これらの法案については、二月二十九日に衆議院で可決され、参院に送付されました。しかし、それから六十日を経ても参議院において結論が出なかつたため、先ほど本院において、憲法第五十九条第四項の規定に従い、みなし否決の議決を行つたものであります。

これらの法案は、地方団体の歳入の根幹に関する法案であり、地方団体が安心して行政運営をするための基礎となるものであります。地方団体は新年度を迎え、道路事業のみならず、福祉や教

本的な改革に言及をしており、将来の消費税率の引き上げにつながる懸念があり、見過ごすことができません。

こうした法案までも含めての再議決は断じて認められないということを表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 谷口和史君。

〔谷口和史君登壇〕

月間で、地方だけでも約六百億円の減収、一日に換算すると約二十億円の減収と見込まれており、国、地方を合わせれば、一ヶ月で約一千八百億円の減収が見込まれております。地方自治体の中に今は、現在、平成二十年度予算の執行を一部停止しているところもあり、道路整備だけでなく、ほかの予算の執行にも影響を与えていたと聞いております。

このままの事態が長引けば、地方の歳入欠陥は巨額なものとなり、その影響は道路関係予算などまらず、福祉や教育などの行政サービスの低下、また、地方の経済、雇用にも大きな影響を与え、住民生活への深刻な影響が危惧されるものであります。こうした状況は、一日も早く脱却しなければなりません。

我々国会の最も重要な責務は、国民の方々が安心して生活していくための下支えをすることであり、そのためには、住民に身近な地方団体が安心して行政サービスをできるよう、国家として責任を持って対応しなければなりません。

国会の怠慢により、地方団体は、財源のめどが立たず、本当に苦慮した行財政運営を余儀なくされております。我々はその現実を直視しなければなりません。地方団体の悲鳴は、まさに国民の悲鳴なのであります。

国と地方は対等であり、我々には、地方団体とともに日々国民の幸せを一步でも前進させる使命が課せられています。國權の最高機関という権力を盾に、地方団体がどうなつてもいいとしたら、まさに権力の濫用ではありませんか。

地方団体は、国会、特に参議院に対しても、その意思を一刻も早く示すよう求めてきました。参議

院における審議を促進し、税制関連法案を成立させること、さらに、参議院がその意思を示さない場合には、衆議院は早急に再議決を行い、法案を成立させることを求めてきました。

民主党の皆さんは、この地方団体の総意を全く無視してきました。国と地方が対立することも時にはあるかもしれません。しかし、最も重要な信頼関係が崩壊してしまったら、そのツケは、結局、国民に転嫁をされてしまうのです。

地方税法案を初めとする三法案は、国会で十分審議されるよう、通常よりも二週間も早く国会に提出しております。それは、とりもなおさず、国会情勢等を踏まえ、これらの法案を年度内に成立させ、全国四十七の都道府県、千八百の市町村の予算や事業を円滑に執行していくことが不可欠であるからであります。

国と地方の予算は密接に関連しています。特に地方団体は、その年の地方税と交付税総額の見込みを立て、毎年の予算を決定しています。国会での審議でさまざまな意見があり、与野党問わず、是々非々で議論を進めることは重要です。大事なことは、我々の決定が地方団体を通じてすべての国民に反映をされるということです。そのためには必要なタイムリミットだけは守るうではありませんか。

政府・与党としては、税制関連法案は予算一体のものであり、国民生活の混乱を最小限に食いとめるために、できるだけ早い法案の成立を期すため、全力で努力をしてまいりました。

しかしながら、残念なことに、二月二十九日に税制関連法案が参議院へ送付されたにもかかわらず、参議院では一度も審議が行われないまま年度

末を迎え、さらに、送付から六十日以上たった本日に至るまで参議院において結論が出ないという極めて異例な状態となりました。

参議院の第一党である民主党は、国民に負託された責任を放棄し、地方団体の悲鳴を無視し続け、地方財政に大きな穴を開けてしまいました。これは、職場放棄と申し上げても決して過言ではないと思います。まして、国民生活の混乱をよそに政局を優先するという、生活より政局、こういう政治手法は断固認められるものではありません。

我々議員は、本来、国民生活を第一として活動すべきであり、まさに、国民生活の混乱を引き起こしたその元凶は民主党にあると言わざるを得ません。民主党の皆さんには猛省を促すものであります。

道路特定財源だけの問題ではありません。今回交付税法案においては、昨今の厳しい地方の財政状況を踏まえて、地方の自主的、主体的な活性化策に寄与するため、地方再生対策費を創設しております。また、交付税総額を五年ぶりに増額しております。地方税の税収の偏在に取り組むため、地方法人特別税等に関する暫定措置法案も提案をされております。いずれも、財政難にあえぐ地方団体の切実な声を踏まえ、地方の財源を確保するという国としての責任を果たすべく取り組んだ結果なのであります。

交付税法案が年度内に成立をしなかつたため、既に地方交付税と地方特別交付金の概算交付額が合わせて約三千百億円減少し、地方公共団体の資金繰りに悪影響を及ぼしていることを民主党の皆さんは御存じなのでありますようか。

全国の地方公共団体も一日も早い法案の成立を望んでおり、きょうの日が来るのを待ち望んでおりました。ようやくその期待におこたえをすることができます。

本法案が速やかに成立することを期待申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。とうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よって、本動議は可決されました。(拍手)
〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よって、本動議は可決されました。(拍手)
〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案、本院議決案

○議長(河野洋平君) 地方法人特別税等に関する暫定措置法案、本院議決案

○議長(河野洋平君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案、本院議決案

○議長(河野洋平君) 地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案、右三案を一部を改正する法律案の本院議決案、右三案を括して議題といたします。

三案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成

官報(号外)

野田 毅君	葉梨 康弘君	森 喜朗君	森 英介君
萩生田光一君	萩原 誠司君	森山 眞弓君	森山 裕君
馳 浩君	橋本 岳君	眞弓君	喜朗君
浜田 靖一君	鳩山 邦夫君	矢野 隆司君	正仁君
林 潤君	早川 林	安井潤一郎君	盛山 盛山
林田 彰君	原田 原田	柳澤 伯夫君	森 喜朗君
原田 令嗣君	原田 原田	柳本 卓治君	森 英介君
平井たくや君	平井 幸彦君	山口 俊一君	否とする議員の氏名
平沢 勝栄君	平田 耕一君	山崎 拓君	田中眞理子君
広津 素子君	深谷 公一君	山本 明彦君	石井 郁子君
福井 照君	福田 耕久君	山本 幸三君	笠井 亮君
福田 峰之君	藤田 駿雄君	山本 有二君	穀田 恵二君
藤井 勇治君	藤田 幹雄君	吉川 貴盛君	佐々木憲昭君
藤野真紀子君	藤田 孝治君	吉野 正芳君	志位 和夫君
船田 元君	二田 細田	若宮 健嗣君	和高橋千鶴子君
古屋 圭司君	古川 博之君	渡辺 博道君	江田 憲司君
保利 耕輔君	馬渡 龍治君	渡部 篤君	横路 孝弘君
堀内 光雄君	増原 義剛君	赤羽 伊藤	
牧原 秀樹君	増原 義久君	一嘉君	
松原 信孝君	井上 保子君	渡辺 喜美君	
松浪健四郎君	松浪 健太君	赤松 渡部	
松野 博一君	松本 純君	渡辺 喜美君	
松本 文明君	松本 洋平君	赤松 渡部	
三ツ林隆志君	三ツ矢憲生君	赤松 渡部	
三原 朝彦君	御法川信英君	赤松 渡部	
水野 賢一君	宮腰 光寛君	赤松 渡部	
宮澤 宮一君	宮路 和明君	赤松 渡部	
望月 義夫君	高木 美智代君	赤松 渡部	
丸谷 福島	坂口 北側	佐藤 茂樹君	佐々木憲昭君
佳織君	西 谷口	佐藤 茂樹君	(佐々木憲昭君登壇)
豊君	高木 正広君	坂口 力君	○佐々木憲昭君
西 高木	高木 陽介君	佐々木憲昭君	日本共産党を代表し、国税二
古屋 隆義君	谷口 和史君	佐々木憲昭君	法案の再議決動議に反対する討論を行います。
玉沢徳一郎君	東 富田	佐藤 茂樹君	(拍手)
楓屋 敬悟君	冬柴 茂之君	佐藤 茂樹君	この四月から、これまでとは全く違う状況が我
が國に生まれました。一つは、ガソリン税の暫定税率を定めた租税特別措置法の期限が三月末に切れたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	松本 博義君	佐藤 茂樹君	が國に生まれました。一つは、ガソリン税の暫定税率を定めた租税特別措置法の期限が三月末に切
れましたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	三原 朝彦君	佐藤 茂樹君	めの道路財源特別法も期限切れとなつたことであ
ります。	水野 賢一君	佐藤 茂樹君	これによつてガソリン税が値下がりし、本則に
宮澤 宮一君	宮路 和明君	佐藤 茂樹君	基づく税収は何にでも使える一般財源となつたの
望月 義夫君	高木 美智代君	佐藤 茂樹君	であります。世論調査を見ても、国民の圧倒的多
が國に生まれました。一つは、ガソリン税の暫定税率を定めた租税特別措置法の期限が三月末に切	坂口 力君	佐藤 茂樹君	数がこの事實をもろ手を挙げて歓迎しているので
れましたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	和史君	佐藤 茂樹君	あります。これでよいのではありませんか。
れましたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	富田	佐藤 茂樹君	それなのに、暫定税率を三分の二の多数で強引に復活させることは、国民に対する真っ向からの挑戦であります。これは、暫定税率の維持というのではありません。本則で一リットル当たり二十四・三円のガソリン税を四十八・六円に引き上げる大増税なのであります。
れましたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	冬柴	佐藤 茂樹君	今、貧困と格差が広がり、高齢者を初め庶民の暮らしは極めて深刻であります。所得が低迷し、医療費などの負担増と重税に苦しむ家計を、食料品を始めとする生活必需品の相次ぐ値上げが襲つてゐるからであります。さらに、福田内閣は、七十五歳以上に差別医療を押しつける後期高齢者医療制度の実施で、高齢者を不安のどん底に突き落としたしました。その上、せつかく下がつてゐるガソリン税をわざわざ増税して、重大な打撃を与えようとしているのであります。
れましたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	楓屋	佐藤 茂樹君	政府・与党は、国民の声に真剣に耳を傾けるべきです。朝日、読売、毎日の最近の世論調査では、再議決による暫定税率の復活に反対の人が六割を超え、賛成の二割、三割を大きく上回つております。
れましたこと、二つは、それを専ら道路につぎ込むた	敬悟君	佐藤 茂樹君	政府・与党は、道路特定財源の見直しにはユザー・納税者の理解を得なければならないと繰り返し強調してきました。では、ユーザーの意見はどうでしょうか。個人ドライバーと家族など一千

官報 (号外)

七百万人が加盟しているJAF、日本自動車連盟は、二〇〇八年度の税制改正に関する要望でこう述べています。「税収の全てを道路整備に充てないならば、暫定税率を廃止し、減税すべきです。」これがユーザーの意見であります。政府の再議決がユーチャーの理解を得られないものであることは明らかではありませんか。

福田総理は、四月十二日の桜を見る会のあいさつで、物価が上がるのをしようがないと述べ、耐えて工夫して切り抜けるのが大切だと説きました。余りにも無責任な発言であり、多くの国民のひんしゆくを買っています。

新聞にこのような投書が載りました。私は今まで一貫して選挙のたびに自民党に投票してきた保守派の人間である、税金の無駄遣いは正をきちんと説明しないまま暫定税率が衆議院で再可決され、もとの税率に戻ったならば、次回選挙から自民党支持はやめようと考えている。与党はこの声にどうこたえるのか。

さらに重大なのは、ここで再議決しようとしている法律には、二〇一八年三月三十一日まで暫定税率を続けることが盛り込まれていることであります。増税の暫定期間をこれまでの五年から一気に二倍の十年に引き延ばすというのは、余りにも厚かましいと言わなければなりません。

暫定税率は、高速道路を中心とした五十九兆円の道路中期計画の財源を何が何でも確保するため、道路特定財源の上乗せを図るものであります。福田総理はことし中に見直すと言い、自民、公明両党の一日の合意文書では来年度からの一般財源化と言つております。それなのに、なぜ、これから先十年間も暫定税率を続ける法律を通し

てしまおうとするのでしょうか。だれが見ても、

全く合理性がとれていないことは明らかではあります。

その上、消費税増税を含む税制改革と連動させるなど、言語道断であります。

暮らしを痛めつける再議決、大増税は撤回するよう求め、国税二法案の本院議決案を直ちに再議決すべしとの動議に反対する討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 後藤茂之君。

〔後藤茂之君登壇〕

○後藤茂之君 自由民主党の後藤茂之です。

私は、自由民主党及び公明党を代表し、たゞいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしという動議について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、一部野党の諸君が本会議の開会を実力で阻止しようとした上、国民生活にかかる重大な法案を審議する本会議を欠席し、議員としての責任を放棄されたことは、まことに遺憾であります。さて、二法案については、二月二十九日に衆議院で可決され、参議院に送付されました。それから六十日以上たつても参議院において結論が出なかつたため、先ほどの本会議において、憲法第五十九条四項の規定に従い、みなし否決の決議がなされました。野党の一部は、暫定税率を廃止

前どおりの全額の交付金や補助金を交付した上で、必要な道路は整備し、さらに、道路整備に余った財源は社会保障等の一般財源に充當すると主張しています。

しかしながら、暫定税率を廃止した上で、このような主張が同時に達成されることは到底考えられません。我々与党が再三、代替財源を含め全体像を示してほしいと要請したにもかかわらず、野党からは責任ある説明は示されませんでした。

また、財源が足りなければ特別会計等の剩余金、積立金等、いわゆる埋蔵金を活用すべきとの主張もなされました。しかし、仮に埋蔵金、すなわちストックを取り崩したとしても、それは一時的な財源にすぎません。恒常的な歳出に対してもは恒常的な財源を確保することが財政の大原則だと考えます。

御承知のとおり、現在、全国の都道府県、市町村からは、一致して暫定税率の廃止に反対する声

が上がっております。地方では、暫定税率の維持を前提とした予算が既に組まれております。暫定税率の廃止は想定外であり、道路事業のみならず、福祉や教育といった国民生活に密接に関係する事業についても影響が及んでいます。このままでは、地域の雇用や経済に取り返しのつかない打撃を与えることになります。景気が踊り場にあり、特に地方経済が厳しい状況にある中で、一日も早く地方が明るい展望を持つことができるよう

に、地方財政を正常に戻し、安心して健全な地方経済の発展に向けて歩みを進めてもらう必要があると考えます。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題となつてゐる中で、我が国でガソリン税の引き下げが続くこと、その上で、国債の発行をせずに、地方には從事するものであります。

今国会では、税制改正法案について、揮発油税等の暫定税率の是非をめぐり与野党で激しい議論がなされました。野党の一部は、暫定税率を廃止

とは、CO₂対策に逆行するものであり、環境・気候変動が主なテーマの一つである北海道洞爺湖サミットを目前に控え、世界に誤ったメッセージを与えることになりかねないと考えます。

税制改正法案には、研究開発税制の拡充やエンジル税制の抜本的見直し、さらには、地域活性化に資する農商工連携を促進する措置等、我が国経済の中核を担う中小企業、地域経済の成長を強く後押しする措置が多く盛り込まれております。

税制改正法案が年度内に成立しなかつたため、課税関係が不透明になつており、地域の中小企業等では計画的な設備投資に支障が生じるなど、極めて不安な状況に陥っています。税制改正法案を成立させることで、こうした不安な状況を払拭し、さらに、将来に向けた成長を促進する新しい改正措置を成立させ、思い切つて地域の企業が仕事に取り組める環境をつくることが大切だと考えます。

また、平成二十年度予算における特例公債収入は、歳入予算の約四分の一に当たる約二十兆円となっています。この発行根拠を定める特例公債法案は予算の前提となるものであり、これを成立させないというのであれば、野党は、この二十兆円の財源を一体どこから捻出するつもりなのであります。代替案もなく、単に法案の審議をおくらせることは、責任ある政党の行動とは到底認めることはできません。

我々与党は、これらの税制改正法案及び特例公債法案について、国会開会当初より、国民生活、地方経済に混乱を起こさせないために、ぜひとも年度内に成立させる必要があると強く訴えてまいりました。その結果、一月末、両院議長のあつせ

(号外)

んのもと、「年度内に一定の結論を得る」という与野党間の合意に至りました。これは公党間の約束であり、いわば国民に対する約束です。しかしながら、年度内成立がかなわず、さらに今日に至るまで一ヵ月の空白が生じました。国民生活に大きな混乱が生じたのは、こうした野党の対応の結果であると言わざるを得ません。

本日の再議決に当たって、我々与党は、三月二十七日の福田総理の提案、これを受けた四月十一日の政府・与党決定に示された考え方を着実に実施することを改めて国民の皆様に約束いたしました。道路関係公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除し、道路計画を見直すことを国民の皆様に約束いたします。また、道路特定財源制度はことしの税制抜本改革時に廃止し、二十一年度から一般財源化いたします。一昨日には、与党の党首間においても、この方針が確認されましたとともに、こうした国民への約束を確実に実現するために与党の協議会の設置を合意しております。

確かに、国民にとって税負担の軽減があります。

いのはよく理解できます。しかしながら、國のあり方を考え、将来世代に先送りすることなく、國民の負担のあり方を考えることは、責任政党の果たすべき重大な役割であり、将来に向けた明確な展望を示すことによって国民に眞の安心感を持つてもらうことが政治の原点であります。そのため、國民の皆様に引き続きどうしても必要な負担をお願いすることも、また政治の責任であると考えます。

我々与党は、以上申し上げた約束を必ずなし遂げます。こうした約束を前提として、國民の皆様に引き続きどうしても必要な負担をお願いすることも、また政治の責任であると考えます。

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

(各員投票)

氏名点呼を命じます。

○議長(河野洋平君) 参事氏名を点呼

両案を一括して議題といたします。

両案を一括して直ちに採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

両案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

大島理森君外百三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 投票総数三百四十九。本投票の三分の一は二百三十三であります。

投票の結果を事務総長から報告させます。

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

様、各党の皆様に、揮発油税等の暫定税率の維持について御賛同いただくよう強く申し上げ、私の二法案に対する賛成討論といたします。(拍手)

開票。——議場開鎖。
投票を計算させます。

(参考投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票総数三百四十九。

本投票の三分の一は二百三十三であります。

投票の結果を事務総長から報告させます。

○議長(河野洋平君) 可とする者(白票)

三百三十七十二否とする者(青票)

五百九十九票

○議長(河野洋平君) 右の結果、両案とも、憲法第五十九条第二項に基づき、出席議員の三分の二以上の多数をもって、さきの議決のとおり再び可決いたしました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 平成二十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、本院議決案

○議長(河野洋平君) 平成二十一年度における公債の発行の特例に関する法律案、本院議決案外一案を可とする議員の氏名

稻田 朋美君	稻葉 大和君
猪口 邦子君	今井 宏君
岩永 審一君	今村 雅弘君
宇野 治君	岩屋 育君
浮島 敏男君	上野賢一郎君
江渡 聰徳君	白井日出男君
江崎 晴一郎君	江崎洋一郎君
衛藤征士郎君	拓君
遠藤 利明君	遠藤 武彦君
遠藤 宣彦君	遠藤 宣彦君
小川 友一君	小此木八郎君
小里 泰弘君	小野 次郎君
小野 晋也君	小野寺五典君
小渕 優子君	尾身 幸次君
越智 隆雄君	近江屋信広君
大島 理森君	大塚 高司君
大塚 拓君	大野 松茂君
大野 功統君	大前 繁雄君
大村 秀章君	太田 誠一君
岡下 信子君	岡部 英明君
岡本 芳郎君	加藤 勝信君
赤城 德彦君	嘉数 知賢君
赤澤 亮正君	鍵田忠兵衛君
麻生 太郎君	海部 俊樹君
新井 悅二君	梶山 弘志君
井上 喜一君	金子 一義君
井上 信治君	金子 恭之君
井脇ノブ子君	金子善次郎君
伊藤信太郎君	鶴下 一郎君
伊藤 達也君	亀井 善太郎君
飯島 夕雁君	川崎 二郎君
石田 真敏君	鴨下 一郎君
石原 伸晃君	河井 克行君
石原 石崎	川条 志嘉君
石原 宏高君	河村 建夫君
岳君	木原 誠二君

稻田 朋美君	稻葉 大和君
猪口 邦子君	今井 宏君
岩永 審一君	今村 雅弘君
宇野 治君	岩屋 育君
浮島 敏男君	上野賢一郎君
江渡 聰徳君	白井日出男君
江崎 晴一郎君	江崎洋一郎君
衛藤征士郎君	拓君
遠藤 利明君	遠藤 武彦君
遠藤 宣彦君	遠藤 宣彦君
小川 友一君	小此木八郎君
小里 泰弘君	小野 次郎君
小野 晋也君	小野寺五典君
小渕 優子君	尾身 幸次君
越智 隆雄君	近江屋信広君
大島 理森君	大塚 高司君
大塚 拓君	大野 松茂君
大野 功統君	大前 繁雄君
大村 秀章君	太田 誠一君
岡下 信子君	岡部 英明君
岡本 芳郎君	加藤 勝信君
赤城 德彦君	嘉数 知賢君
赤澤 亮正君	鍵田忠兵衛君
麻生 太郎君	海部 俊樹君
新井 悅二君	梶山 弘志君
井上 喜一君	金子 一義君
井上 信治君	金子 恭之君
井脇ノブ子君	金子善次郎君
伊藤信太郎君	鶴下 一郎君
伊藤 達也君	亀井 善太郎君
飯島 夕雁君	川崎 二郎君
石田 真敏君	鴨下 一郎君
石原 伸晃君	河井 克行君
石原 石崎	川条 志嘉君
岳君	河村 建夫君
木原 誠二君	木原 誠二君

否とする議員の氏名

田中眞紀子君	赤嶺 政賢君
石井 郁子君	笠井 亮君
穀田 恵二君	佐々木憲昭君
志位 和夫君	塩川 鉄也君
高橋千鶴子君	吉井 英勝君
江田 憲司君	横路 孝弘君

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたしました。

午後四時五十分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかつた)

定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会協議委員

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

浅尾慶一郎君

池口 修次君

犬塚 直史君

小川 勝也君

棟葉賀津也君

徳永 久志君

白 真勲君

藤田 幸久君

井上 哲士君

近藤 正道君

(両院協議会協議委員選挙通知)

一、去る二十五日、駒崎事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

(報告書及び文書受領)

一、去る二十五日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会衆議院議員議長平沢勝栄君から河野議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会報告書

出席国務大臣

総務大臣 増田 寛也君	法務大臣 堀山 邦夫君
財務大臣 額賀福志郎君	国務大臣 泉 信也君

一、去る二十五日、駒崎事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

一、去る二十五日、消費者契約法等の一部を改正する法律
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律
国土交通省設置法等の一部を改正する法律

一、去る二十五日、福田内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第一一号

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年四月二十五日(金)正午羽田空港発、四月二十七日(日)午後零時十五分同空港着の予定で、ロシア連邦非公式訪問のため出張しますので、御通知いたします。

西 博義君

根本 匠君

岩屋 豊君

石田 祝稔君

(両院協議会請求)

一、去る二十五日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が承認しないと議決したので参議院に對して両院協議会を開くことを請求した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

一、去る二十五日、駒崎事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国との間の協定の締結について承認を求める件両院協議会報告書

一、去る二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一項の規定に基づく平成十九年度中小企業の動向に関する報告

中小企業基本法第十一項の規定に基づく平成二十年度中小企業施策についての文書

(条約送付及び通知)

一、去る二十五日、憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

(通知書受領)

一、去る二十五日、小幡参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

一、去る二十五日、憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定を日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

官 報 (号 外)

一、昨二十九日、福田内閣総理大臣から河野議長

にて、次の報告書を受領した。

内閣總第四号

平成二十年四月二十九日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

(應召議員)
一、今三十日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

山口県第二区

平岡 秀夫君

長安 豊君

細野 豪志君

山井 和則君

後藤 斎君

仲野 博子君

松木 謙公君

吉良 州司君

笠 浩史君

馬淵 澄夫君

高木 早苗君

(理事)
一、去る二十八日、衆議院規則第十四条ただし書による当選人について

平成二十年四月二十七日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選 挙 期 日	平成二十年四月二十七日
當 選 年 月 日	平成二十年四月二十九日
當 選 告 示 年 月 日	平成二十年四月二十九日
當 選 証 書 付 与 年 月 日	平成二十年四月二十九日
全 候 術 者 の 得 票 総 数	二二〇、七五三票
法 定 得 票 数	三五、一二五・三三三票
當 選 得 票 数	一一六、三四八票
當 選 住 所	山口県岩国市楠町二丁目
當 選 人	平岡 秀夫
當 選 票 収 數	一一六、三四八票

(當選証書対照)
一、今三十日、補欠選挙の結果当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。
山口県第二区選出議員
平岡 秀夫君

(理事補欠選任)
一、去る二十五日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 高市 早苗君 (理事萩生田光一君去る二十五日委員辞任につきその補欠)

内閣委員

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

寺田 学君

平 將明君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

寺田 学君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

寺田 学君

平 將明君

萩生田光一君

篠田 陽介君

森本 哲生君

馬淵 澄夫君

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
 の一部を改正する法律案
 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案
 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案
 挥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、次の内閣提出案は憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十五日、参議院から提出した法律案は委員会において承認し、了承された。その件を承認しないと議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十五日、参議院から提出した法律案は委員会において承認し、了承された。その件を承認しないと議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案撤回)

一、去る二十五日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

(三井辨雄君外四名提出、第百六十八回国会衆法第二四号)

一、去る二十五日、参議院から提出した法律案は同日委員会において承認し、了承された。その件を承認しないと議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

(議案撤回通知)

一、去る二十五日、次に議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

(三井辨雄君外四名提出、第百六十八回国会衆法第二四号)

一、去る二十八日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

質問主意書(山井和則君提出)

中央省庁等の予算の執行状況等に関する予備的調査要請書(中川正春君外百十一名提出、平成二十年衆予調第一号)

一、去る二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案
 (質問書提出) 決算行政監視委員会 送付する法律案

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十九日、内閣から返付された次の内閣提出案を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案撤回)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十九日、議員から提出した質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十九日、内閣から返付された次の内閣提出案を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る二十九日、内閣から返付された次の内閣提出案を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る二十九日、内閣から返付された次の内閣提出案を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇〇八年四月二十六日に行われた日ロ首脳会談に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への皇族の出席に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出フィブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等の調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料の取扱いに関する質問に対する答弁書

平成二十年四月十五日提出
質問 第二十九号

日口外相会談における北方領土自由訪問の渡航権拡大の合意に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

三 いわゆる和人が北方領土に居住を始める以前から、アイヌ民族が北方四島において生活を営んでいたことは歴史的事実である。アイヌ民族の人々に対して、アイヌ民族の特別枠を設ける等、「自由訪問」の渡航権を更に拡げるべきであると考えるが、政府、特に外務省の見解如何。

二及び三について
御指摘の「自由訪問」の枠組みの下では、北方領土の元島民、その家族等が北方領土を訪問することができるが、平成二十年四月十四日の日露外相会談において、元島民の子の配偶者、孫、孫の配偶者、複数の医師及び看護師の同行についても可能にすることに一致した。アイヌの人々についても、当該枠組みの下で北方領土を訪問することができる。したがって、かかる訪問について、別途、御指摘のようなアイヌの人々のための枠を設ける必要があるとは考えていない。

一 一部報道によれば、福田総理は現在の衆議院と参議院とで、与野党の議席数が逆転するという、いわゆる「ねじれ」現象による困難な国会運営を受けて、当初の予定通りの諸外国訪問を行ふことを取りやめる考え方であるとのことであるが、右は事実か。

二 本年七月に北海道洞爺湖でサミット(以下、「洞爺湖サミット」という)が行われるが、「洞爺湖サミット」前に各国首脳に会い、信頼関係を築いておくことは極めて重要で、我が国の国益に資するものであるところ、野党的理解も得られるものと思われる。福田総理は「外遊」を予定通り実行するべきであると考えるが、政府、特に外務省の見解如何。

右質問する。

二 本年四月十四日にモスクワのロシア外務省別

館で行われた、高村正彦外務大臣とロシアのラ

ブロフ外務大臣との会談において、元島民本人と配偶者並びにその子供という「自由訪問」の渡航権を、子供の配偶者と孫にまで拡大し、医師や看護師の同行も可能にするという合意がなされたと承知するが、「自由訪問」の渡航権について、アイヌ民族に対して何らかの配慮はなされているか。

内閣衆質一六九第二九号
平成二十年四月二十五日

平成二十年四月十五日提出
質問 第二十九号

北海道洞爺湖サミット前の内閣総理大臣の外遊に関する質問主意書

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における北方領土自由訪問の渡航権拡大の合意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における北方領土自由訪問の渡航権拡大の合意に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

北海道洞爺湖サミット前の内閣総理大臣の外遊に関する質問主意書

福田康夫内閣総理大臣は、四月末から五月初旬までの大型連休の期間を利用して、前半にロシア、後半に英國、フランス、ドイツの日程で欧洲各国を外遊(以下、「外遊」という。)すべく、現在調整中であるとの報道がなされている。右を踏まえ、以下質問する。

四について
先の答弁書(平成十八年六月二十二日内閣衆質一六四第三五〇号)四についてでお答えしたとおり、御指摘のようなアイヌの人々のための枠を設ける必要があるとは考えていない。

官報 (号外)

内閣衆質一六九第二九九号

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道洞爺湖サミット前の内閣総理大臣の外遊に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道洞爺湖サミット前内の内閣総理大臣の外遊に関する質

問に対する答弁書

一及び二について

福田内閣総理大臣は、本年四月二十五日から同月二十七日にかけて、ロシア連邦を非公式訪問する予定である。福田内閣総理大臣のロシア連邦以外の外国訪問については、本年五月初頭に行う方向で検討してきたが、我が国国内における国会の状況やその他の外交日程、相手国の都合等の事情を総合的に勘案し、この時期の訪問については見合わせることとした。

(一) 実際の処理に着手するまでにどのような調査が不足しているのか。

(二) 処理場は何時完成し、砲弾の実処理作業は何時開始されるのか、明確にされたい。

(三) ハルバ嶺以外の四万四千発の化学砲弾処理事業について

(四) 「移動式処理設備」は、中国各地で偶然に

中国遺棄化学兵器処理事業に関する再質問主意書
一 中中国吉林省ハルバ嶺における処理事業について
て
(一) 平成一二年度から一九年度まで(二〇〇

質問 第三〇〇号
中國遺棄化学兵器処理事業に関する再質問主意書
提出者 阿部 知子

中中国遺棄化学兵器処理事業に関する再質問主意書
一 中中国吉林省ハルバ嶺における処理事業について
て
(一) 平成一二年度から一九年度まで(二〇〇

○～二〇〇七)八年間のハルバ嶺における処理施設建設に関する質問に対し、次のような答弁があつた。

候補地の立地調査(平成一四年度)等を含めて、要員宿舎予定地の地質・測量調査、安全化処理作業事前調査、廃水溝調査、環境基準策定実験、発掘回収地域地形測量、実処理施設建設候補地調査(平成一五年度)、発掘回収施設に係る初步設計、施工図設計、フィーディング・スタディ報告書の作成(平成一六年度)等、その後も環境調査などの実施となつてある。これらの調査は、処理事業実施の為に行われたものと考えるが、八年に渡る調査の結果を踏まえ、直ちに処理施設建設が可能か否かについてはどのような状況にあるのか。〔答弁書〕六に、調査の知見、成果等は内閣府で管理している・・・と記されているが、未だに設備建設に着手できない理由を説明されたい。

(二) 「答弁書」七の文中で、「移動式処理設備」の導入等、合理的かつ迅速に処理を実施するとの観点から」とあるが、「移動式処理設備の導入」のどこが「合理的」なのか、その根拠を示されたい。

(三) (株)遺棄化学兵器処理機構(以下機構)について
二〇〇八年度から機構との随意契約を解除し、一般競争入札で受託会社を決めるところにどれだけの日数を要し、どのような順序で処理していくのか、具体的な計画を示されたい。

(四) 内閣府は二〇〇四年三月設立の機構と同様、年四月一日に業務委託契約を締結しているが、その契約内容を明らかにされたい。

(五) 機構は、資本金三億円が建設コンサルタント大手のP C Iグループ全額出資、遠藤博之社長が元P C I専務取締役というP C I関連会社である事を承知の上で「内閣府遺棄化学兵器処理担当室の補助者としての役割」を遂行させる為、内閣府が設立させたものと承知している。内閣府の責任は重大であると考えるが、内閣府はどのような責任を取るつもりなのか、明確な説明責任が内閣府にあるのではないか。

(六) 「移動式処理設備」によって、ルイサイトや「あか」剤に含まれている有機砒素は無害化処理できるのか。もしきないとすれば、どのような方法を考えているのか。また、処理後の環境汚染調査にはどのようにしてよいか。

取り組むのが計画を説明されたい。

(七) 「処理作業」とは発掘から完全に無害化までの観点から」とあるが、「移動式処理設備の導入」のどこが「合理的」なのか、その無毒化までと理解してよいか。

各年度ごとの金額と機構設立後、機構から再委託で随意契約された各年度ごとの金額の全てを明らかにされたい。

(五) 機構の予算執行状況について「会計検査を年二回受け処理事業について指摘を受けた事はない」としているが、予算の水増し、不正流用等がP.C.I.グループ全体で行われている事が明らかになりつつある(捜査中)。内閣府遺棄化学兵器処理担当室と

の関連性はないか。

(六) 今後数千億の事業費が見込まれている当事業に於いて不正再発防止にどのように取り組もうとしているのか示されたい。

四 被害者への救済及び医療体制について

(一) 「答弁書」八で述べている『請求権』問題は、日中戦争中の「損害賠償」に限られてお

り、今次の遺棄化学兵器による事故や健康被害と同一視した答弁書は、問題解決の本質から大きく逸脱している。裁判所も遺棄化学兵器による事故、健康被害は「国際慣習法ならびに人道法に反する」と認定した。

一方、日本国内の毒ガス被害者は、不十分ながら医療・生活面での救済措置が、多年に渡って続けられてきた。日本政府は

この機会に人道的な立場で「正義と公正」をもとに早急に救済措置を取るべきではないか。

(二) 二〇〇三年A.P.E.C.首脳会議(一〇月二〇日バンコク)の前に次のような報道がなされた。

『旧日本軍毒ガス事故、三億円支払い日

中合意、医療体制の確立も』(二〇〇三年一〇月二〇日付朝日新聞)。

同記事によれば類似の事故に備えて医療体制を確立する事で一致し、具体策を今後協議する」としている。また、日中間で交わした「覚え書」(一九九九年七月三〇日)

第五項にも記載されているはずである。この医療体制について一切語られる事はないが、日中間で合意した協議事項が現在のようになっているか政府は説明責任がある。明らかにされたい。

五 國際条約により「処理事業の再延長はできない」と決められている。規定の二〇一二年まで残る五年間で終了できる実処理の進行計画など、その年次計画を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三〇〇号

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出中国遺棄化学兵器処理事業に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出中国遺棄化学兵器処理事業に関する再質問に対する答弁書

一の(一)及び(二)について

中国吉林省ハルバ嶺において遺棄化学兵器を処理するため、発掘回収施設及び実処理施設

(以下「処理施設」と総称する。)を建設することとしており、そのためには、処理施設に係る安

全事前評価報告書、環境影響評価報告書、職業病危害事前評価報告書等の報告書を日中間で作成した上で、その事業承認を中国政府から取得する必要があるが、発掘回収施設については、現在、環境影響評価報告書の内容の最終的な調整を日中間で行っているところであり、また、実処理施設については、現在、安全事前評価報告書、環境影響評価報告書及び職業病危害事前評価報告書に必要なデータを収集するための調査等の作業を日中間で行っているところである。このため、処理施設の建設に必要な事業承認が中国政府から得られない状況にある。

一の(三)について

一の(一)及び(二)についてで述べたとおり、実処理施設を建設するためには、各種報告書を日中間で作成した上で、その事業承認を中国政府から取得することが必要である。また、昨年四月の日中首脳会談において表明した移動式処理設備の導入等、合理的かつ迅速に処理を実施するとの観点から、中国において遺棄化学兵器を処理する事業(以下「処理事業」という。)全体の在り方について検討を行っているところである。したがって、現時点において、お尋ねについて明確にすることは困難である。

二の(三)について

移動式処理設備の処理能力については、今後入札により採用する処理技術及び処理対象物等によつて異なるため、現時点でお答えすることは困難である。

二の(四)について

また、お尋ねの具体的な計画については、移動式処理設備を運用する場所について、日中間で協議し、最初の運用場所を南京とすることを一致しているが、その後については日中間で協議しているところである。

二の(一)について

移動式処理設備については、主としてハルバ嶺以外の中国各地で発掘回収された遺棄化学兵器を処理するために導入する予定であるが、その運用の在り方については、今後、中国政府と協議することとしている。

二の(四)について

政府としては、防衛省に保管されている戦史資料等についての累次にわたる調査のほか、旧日本軍関係者等からの聴取等を通じて、中国における遺棄化学兵器の所在に関する情報の収集に努力してきているが、現時点ですべての埋設地等を特定できる十分な資料は得られておら

ず、引き続き関係府省間で協力しつつ必要な調査を行つていく考えである。

二の(五)について

移動式処理設備については、現時点で一基導入する予定であるが、当該設備の導入及び運転については、平成二十年度から平成二十三年度までの四か年度の事業として、国庫債務負担行為で約百九億円を計上している。このうち、平成二十年度予算においては、約五億円を計上しているところである。

二の(六)について

移動式処理設備は、ルイサイトや「あか」剤等の化学剤を含む砲弾等を処理した際に残る有機砒素をほとんど無機化することができる」と考えられており、このため、移動式処理設備による処理後の廃棄物は、ハルバ嶺の実処理施設において、最終的な無害化処理等を行う予定である。

また、処理後の環境汚染調査等の環境保全対策については、中国側と協議の上適切な措置を実施することとしているが、現時点でどのような措置を実施するかについては、お答えできる段階ではない。

二の(七)について

お尋ねの「処理作業」の意味が明らかではないが、処理事業においては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(平成九年条約第三号)。以下「化学兵器禁止条約」という。)に従い廃棄化学兵器を廃棄するため、それを発掘回収するとともに、発掘回収した廃棄化学兵器を廃棄するための準備を進めている。なお、化学兵器禁止条約の実施及び検証

に関する附属書第四部(A)十二においては、

ない。

「化学兵器の廃棄」とは、化学物質を実質的に不可逆的に化学兵器の生産に適しないものに転換する過程並びに弾薬類及び他の装置を不可逆的に使用することができないようにする過程をいうと規定している。

三の(一)について

内閣府は、株式会社廃棄化学兵器処理機構(以下「機構」という。)に対し、お尋ねの業務委託契約において、発掘回収施設等の建設や各種

装置の製造に係る基本設計及び設計管理の技術

コンサルティング業務、ハルバ嶺における発掘回収・実処理事業、ハルバ嶺以外の中国各地において発見された廃棄化学兵器等の発掘回収事業の事業実施計画の立案並びに建設会社・運営会社の選定等を総合的に処理する廃棄化学兵器処理事業総合管理業務を委託した。

三の(二)について

処理事業については、中国において長期間埋設された大量の廃棄化学兵器を処理するものであり、知見及び技術を新たに蓄積しながら進めていくという特殊性を有すること、また、ハルバ嶺における事業が本格化するに当たり、行政組織の運営の効率化の観点等の理由により、内閣府が発掘回収施設等を調達、維持・管理することは困難であったことから、コンサルティング業務及び調達業務を一体的に処理する管理会社が必要であると判断し、機構と契約したところである。しかしながら、既に機構が設立され

三の(三)について

に支出した金額は、平成十六年度が約三十四・一億円、平成十七年度が約二十三・七億円、平成十八年度が約二十・七億円である。

三の(五)について

内閣府においては、機構の役員等に対しても事実関係の聴取を行つたほか、機構及びPMCから提出された四半期ごとに作成される業務月報等の支出状況報告書、機構等からの委託承認願等に基づき、契約や執行に不適切な点がないか再確認を行つてきたところであるが、現在のところ、御指摘のような不正事実の有無について確認されていない。

三の(六)について

三の(五)について述べたとおり、不正事実の有無については確認されていないが、内閣府

としては、従来、随意契約により民間企業に処理事業についての業務を委託してきたところ、必要な知見が蓄積され、新たな処理事業の実施体制をとることが可能かつ適切と判断したところから、平成二十年度から処理事業に関する各種の調達を行うに当たっては、一般競争入札により業者を選定し、直接的に事業実施の全般にわたる適正な執行を監督する体制を強化し、さらに、事業全般に関し有識者から幅広く意見と助言を求めるとしている。

四の(一)について

先の大戦に係る日中間の請求権の問題は、昭和四十七年の日中共同声明発出後、存在しておらず、政府として御指摘の「救済措置」を行うことは考えていない。

四の(二)について

お尋ねの「医療体制」とは、処理事業において万一事故が発生した場合に対応するための医療体制を指しており、その確立のために、日中間で調査及び協議を行つてきているところである。

五について

中国における廃棄化学兵器については、ハルバ嶺に埋設されていると推定される約三十万から四十万発のほか、ハルバ嶺以外の中国各地において、これまで約四万四千発を発掘回収した。他方、日中双方に廃棄化学兵器の所在に関する資料は十分なものがなく、すべての埋設地等を特定することは困難であり、今後も新たに発見される可能性も否定できない。また、昨年四月の中首脳会談において表明した移動式処理設備の導入等、合理的かつ迅速に処理を実施

するとの観点から処理事業全体の在り方について検討を行つてはいるほか、近年も中国各地で廃化学兵器が発見されているところである。したがつて、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにしても、政府としては、化学兵器禁止条約の廃棄期限を念頭に置き、これらの遺棄化学兵器の廃棄を一日も早く完了すべく最大限の努力を行つているところである。

平成二十年四月十六日提出
質問 第三〇一 号

我が国の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の中の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二六五号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、我が国の中の政府開発援助(ODA)の二〇〇七年の拠出額がフランスとドイツの拠出額を下回り、その世界順位を前年の三位から五位に下げたこと、同じく二〇〇七年、我が国の中のODAの対国民総所得比が〇・一七%と、OECD開発援助委員会(DAC)諸国中、下から数えて三番目になったことについて、「外務省としては、一般に、国際社会における我が国の存在感及び発言力について、政府開発援助(以下「ODA」という)実績の順位及びODA実績の対国民総所得比の順位のみをもつて論じることは困難と考えている。」との答

弁がなされている。では外務省として、右で述べた様に、我が国の中のODAが、その拠出額、対国民総所得比の世界順位が下がつたことについて、どの様な認識を有しているのか明らかにされたい。

二 「前回答弁書」で外務省は、「歳出改革を通じて財政再建に取り組むとの政府方針の下、必要なODA予算を確保していくことが重要であると考える。」と答弁している。同時に、本年四月

五日に東京都内で開催されたG8開発相会議にて、高村正彦外務大臣は我が国の中のODAについて、「減少傾向を底打ちさせ、反転を目指す決意」と、来年度以降、ODAを増額させるとの決意を披露している。来年度のODA予算の概算要求並びに予算確保に向けて、外務省として今後どのように取り組んでいくのか説明されたい。

内閣衆質一六九第三〇一 号
平成二十年四月二十五日

質問 第三〇二 号

我が国の中の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の中の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二六五号)を踏まえ、再質問する。

三 一部報道によると、政府は本年四月十二日、極端にインフラが不足している途上国に民間資本を呼び込むため、日本の民間企業が提案して途上国で行う事業に、円借款や無償資金協力等、我が国の中のODAで支援する仕組みを新たに創設する方針を決めたとのことであるが、右の様に、政府が官民連携で途上国を支援するという新たなODA手法の導入を決めたというのは事実か。

四 第百六十九回国会において当方が提出した質問主意書(第九五号、一二一號、一六〇号、一九六号、二五八号)で取り上げた様に、我が国の中のODAにも無駄があることは事実であり、ODAの事業主体である民間企業、団体の杜撰な事業計画、実施によってODA予算が無駄に使

われた事例もある。政府が三の方針を決定したのならば、それによつて民間の観点からより効率的なODAの活用が見込まれる反面、政府、特に外務省による、より厳格な監視が必要になると思料するが、政府、特に外務省内においてそれを実施しうる態勢は取られているか。

右質問する。
たつては、事業の効率化やチェック体制の拡充に努めていく考えである。

内閣衆質一六九第三〇二 号
平成二十年四月十六日提出
質問 第三〇三 号

我が国の中の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の中の政府開発援助(ODA)拠出額の世界順位等に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二六七号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」によると、昨年十月に発生した、イラン南東部を旅行中に中村聰志さんが誘拐された事件(以下、「事件」という)に対応するため、外務本省内に設置された緊急対策本部(以下、「緊急対策本部」という)会議が、昨年十二月十二日に開催されて以降、一度も開催されていないことであるが、その理由を明らかにされたい。

二 「緊急対策本部」は現在も外務本省において残され、具体的な活動をしているか。

三 昨年十月十九日の政府答弁書(内閣衆質一六八第一一二号)によると、「事件」認知直後、在イラン日本国大使館以下、「大使館」という)において堂道秀明イラン・イスラム共和国駐箚

三及び四について

お尋ねについては、一般に、政府において、日本民間企業が提案する案件の検討及び官民政策対話の促進策について取りまとめたところであります。外務省としては、ODA案件の実施に当たつては、事業の効率化やチェック体制の拡充に努めていく考えである。

特命全権大使を本部長とする現地対策本部(以下、「現地対策本部」という。)が設置されたとのことであるが、現在も「大使館」において「現地対策本部」は残され、具体的な活動をしているか。

四 本年一月十八日の政府答弁書(内閣衆質一六八第三九三号)によると、「事件」認知直後から、外務本省及び「大使館」では二十四時間体制で「事件」に対応しているとのことであるが、現在も外務本省及び「大使館」において、二十四時間体制がとられているか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三〇二号
平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで誘拐された邦人の解放に向けての政府の取組に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで誘拐された邦人の解放に向けての政府の取組に関する再質問に対する答弁書

一について

緊急対策本部会議は、必要に応じ適時に開催することとしている。

二について

緊急対策本部は、現在も外務本省において設置され、必要に応じ緊急対策本部会議を開催するなどの体制を維持しており、外務本省においては、引き続き被害者の無事救出に向けて種々

の対策を講じてきている。

三について

現地対策本部は、現在も在イラン日本国大使館において設置され、イラン政府に対し、累次にわたり、被害者の安全を最優先としつつその一刻も早い救出を実現するよう求める旨の働きかけを行うなどの対応を行つてきている。

四について

外務本省及び在イラン日本国大使館においては、二十四時間連絡が取れる体制で対応に当たつている。

平成二十年四月十七日提出
質問 第三〇三号

有明海の浄化と漁業環境の改善に関する再質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

有明海の浄化と漁業環境の改善に関する再質問主意書

諫早湾干拓事業・潮受け堤防の縮め切りによって「死の海」になりかねない、「宝の海」である有明海を取り戻すことは、有明海漁民、環境改善等にとって緊急の課題である。

そのためには、有明海漁業と干拓農業の共生、有明海再生のために諫早水門の早期開放が求められている。

こうした観点から、私は、本年、三月十七日に、有明海の浄化と漁業環境の改善に関する質問主意書を提出したところである。これに対する同年三月二十五日付け政府答弁書(以下「答弁書」という。)は、私の質問に對して、明確に答弁されて

いない点があるので、以下の事項について、再度質問したい。

一 タイラギ漁業について

1 答弁書はタイラギ不漁の原因についての質問に答えていない。農林水産省は、漁民の生活に責任を持つ行政省庁である。タイラギ不漁の原因解明に取り組むべきと考えるが、見解を伺いたい。

2 水産庁の調査は、平成九年に実施した後、平成十三年四月から平成十五年三月の二年間実施して、明らかに平成十三～十五年の諫早湾の底質の中央粒径値(M_d)が増加していることを示している。一方、答弁書では、農林水産省の調査により「この結果のみをもつて底質が細粒化しているかどうかの判断はできない」としている。同じ水域で異なった結果となつた原因として、水産庁と農林水産省の調査方法の違いによる可能性が考えられる。水産庁は、コアサンプラーで底泥を探集し、上層 5cm について、粒径が $0\cdot5\text{mm}$ までの底質については篩い法を用い、それより細かいものについて自動分析を行つている。農林水産省は、JIS A 一二〇四一二〇〇〇の分析方法を用いている。

(1) 一二〇四是比重計を用いた方法であり、一般には粒径がおよそ七十五 μm 以下の底質について用いられるもので、それより大きな粒子には向かない。

そのためには、有明海漁業と干拓農業の共生、関係を明らかにすることであるが、一九九四年一九九六年の三ヶ年調査を実施して、タイラギ漁業の不振の原因解明はできなかつた。また、問題の砂採取は一九九六年に中止となつたが、その後もタイラギの生息量は回復しなかつた。従つて、現在の課題は、砂採取中止後も生じているタイラギの不漁原因を

取して、混合したもの試料としている。このとき、泥の厚さはどの程度(何cm程度)か答えられたい。

水産研究所からの論文によれば、底質の堆積速度は有明海の湾奥部ではおよそ $0\cdot7\text{cm}/\text{年}$ 、諫早湾口では $0\cdot3\sim0\cdot6\text{cm}/\text{年}$ である。妥当と思われる堆積速度を $0\cdot5\text{cm}/\text{年}$ と仮定すると、水産庁の調査では十年分堆積したものの M_d の平均値を求めていることになる。

スミスマッキンタイヤー採泥器では 10cm 以上の泥を採取するものと考えられるので、二十年以上にわたつて堆積したもの

の粒度の平均値を求めることがある。そ

うであれば、水産庁の調査がより最近の

状態を反映していく、そのことが農林水

産省の結果と異なる理由であることが推定されるが、農林水産省の見解を示されたい。

3 タイラギ漁業は有明海漁民にとつて極めて重要なものであり、農林水産省はタイラギ不漁の原因解明と回復を行つて行政責任を有している。諫早湾漁場調査委員会の課題は「干拓事業のために行われた諫早湾口の砂採取」とある。諫早湾におけるタイラギ漁業の不振の因果関係を明らかにすることであるが、一九九四年一九九六年の三ヶ年調査を実施して、タイラギ漁業の不振の原因解明はできなかつた。また、問題の砂採取は一九九六年に中止となつたが、その後もタイラギの生息量は回復しなかつた。従つて、現在の課題は、砂採取中止後も生じているタイラギの不漁原因を

解明し、回復策を明らかにすることであると考えるが、農林水産省の考えを示されたい。

4 有明海奥部の佐賀県と福岡県によるタイラギ漁業も二〇〇〇年からほとんど漁獲がなくなった。答弁書では、タイラギ漁業の不漁について、有明海・八代海総合調査評価委員会がとりまとめた委員会報告の趣旨を述べるに留まっている。タイラギ不漁問題は同評価委員会にまかせてよい問題ではなく、漁業に責任を持つ農林水産省が取り組むべき問題である。早急に農林水産省が原因究明に取り組むべきであると考えるが、どのように考えていいのか、見解を示されたい。

二 二〇〇七年八月の諫早湾のアサリのへい死について

1 答弁書は、「諫早湾干拓調整池からの排水については、平成十九年八月二十五日の正午前後に北部排水門から約四百六十万立方メートルの排水を行っているが、これ以前に既にアサリのへい死が確認されている」と答弁している。確かに、八月二十日からへい死が確認されているが、私の質問主意書で指摘したように、長崎県は八月二十六日の調査で、潮受け堤防に近いほどへい死していると報告している。この八月二十六日の調査で明らかになつたアサリのへい死は、八月二十五日以前であるとする根拠と理由を示されたい。

2 現在までの調査研究ではシャトネラ赤潮でありのへい死の要因の一つとして赤潮を挙げているが、その根拠と理由を示されたい。

三 再生事業について

1 答弁書では、「有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画」に掲げられた事業について、「費用対効果分析等による事業評価を行いつつ、実施している」と答弁している。事業評価結果を記した文書の件名を示すとともに、その概要を明らかにされたい。

2 答弁書は「指定地域を含む市町村における汚水処理人口普及率は、平成十四年度末時点の五十六パーセントから、平成十八年度末現在で六十七パーセントまで向上している」と答弁している。普及率が向上すれば処理場における化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の減少が見込まれ、河川のCODは減少しているはずであると考えるが、政府の見解を示されたい。また、その根拠を示されたい。

3 答弁書は、漁業環境保全創造事業による漁場の保全・整備について、「平成十五年度から平成十八年度までの有明海における実施状況は、覆砂四百四十二ヘクタール、作れい十・五キロメートル、耕うん五千四百七十七ヘクタールとなつていて」と答弁している。これらの費用対効果について説明されたい。

4 答弁書は、「政策効果を定量的に測定・把握することを原則として事前評価を行ってきており、政策効果を定量的に測定・把握することを

いる」と答弁している。福岡県や熊本県のアサリその他に関する事前評価を行った結果について、詳細に説明されたい。

4 開門について

1 答弁書は、「平成十六年五月十一日に農林水産省が公表した『有明海の漁業関係者の皆様への補足説明の『中・長期開門調査を実施することによる海域への影響と有明海の再生への取組について』において示されている」と答弁している。

この文書のどこに示されているのか明示してない極めて不誠実な答弁であることを指摘しておきたい。同文書には、「十日後に佐賀沖、三十日後に熊本沖に広がる」との記述があるが、それを指して言つているのか、具体的かつ明確な答弁を伺いたい。

2 私の質問主意書の「有明海における、干拓事業以前の濁りと、開門により予測される濁りの分布を示し、その上で漁業被害の根拠と理由を明確にされたい。」との質問に対する答弁はなされていない。これについて、改めて具体的に答弁されたい。

3 被害を小さくできる開門方法については、例えば、九州大学大学院総合理工学研究院経塚雄策教授は、「有明海の生態系再生をめざして」(日本海洋学会編)で示しているが、これについての政府の見解を伺いたい。

3 調整池の水質について

1 答弁書は、「近年、化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の改善傾向が認められる」と答弁しているが、平成十九年度までのデータを踏まえて、改善効果の根拠と理由を明確に示されたい。

2 また、答弁書では、「調整池に流入する河川等からの有機物、窒素及びリンの削減が進んでいないこと等により、水質保全目標値に達しない状態が続いている」と答弁している。

しかし、潮受け堤防を締め切った一九九七年以降に下水道の整備などさまざまな対策を行つてきている。一九九七年時と比較して現在、調整池に流入するCOD、窒素及びリンの削減量等の状況について具体的に説明されたい。

3 調整池等水質委員会によるCOD濃度の高い原因に関する検討結果について、具体的に説明されたい。

4 諫早湾干拓調整池等水質委員会によるCOD濃度の高い原因に関する検討結果について、具体的に説明されたい。

4 調整池等水質委員会による、巻き上げ対策やその他の対策によって水質保全目標値が達成可能であるとした根拠と理由を

ないと答弁している。

短期開門調査においては水門を通過する流量は開門以前に比べ遙かに大きくなり、諫早湾内の水質は劇的に改善されたので、諫早調整池内の水質は劇的に改善されたので、諫早

具体的に示されたい。

5 児島湖での水質改善のために多額の費用をかけても水質改善されない原因について調査し、検討しているかどうか、また、児島湖で行われている流入負荷削減対策によつて水質改善ができないのに、調整池では今後水質改善が実現できると考えている理由は何か、併せて伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三〇三号
平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海の浄化と漁業環境の改善に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出有明海の浄化と漁業環境の改善に関する再質問に対する答弁書

一の1、3及び4について

タイラギ漁業の不漁については、タイラギ資源の減少によるものと考えているが、現在、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所が、関係県と連携して、有明海におけるタイラギ資源の減少要因の解明に向けた調査を行っているところであり、この調査結果等踏まえ、減少要因に応じたタイラギ資源の回復策を検討することとしている。

一の2の(1)について

お尋ねの「JIS A 一二〇四一二〇〇〇」

は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十一條の規定に基づき定められた日本

工業規格において土の粒度試験方法を規定したものであり、その適用粒径は、七十五ミリメー

トル以下である。

農林水産省九州農政局が平成元年から諫早湾内において行つてある底質の泥分の長期モニタ

リング(以下「長期モニタリング」という。)においては、この試験方法を採用して、七十五マイクロメートルふるいに残留した土粒子を対象とする「ふるい分析」と七十五マイクロメートルふるいを通過した土粒子を対象とする「沈降分析」により土の粒度組成を求めている。

一の2の(2)について

長期モニタリングについては、厚さ十二センチメートル程度の底泥を探取するスミスマッキントナイヤー採泥器を用いて行つてある。

同調査は、平成元年から同一の調査地点において継続して行つてあるものであり、底質の経年的な変化の傾向を把握できる調査であると考

えていた。

一方、御指摘の水産庁の調査は、先の答弁書

(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一八四号。以下「先の答弁書」という。)の2についてお答えしたところ、タイラギ稚貝の分布

と底質環境の状態の関係を比較するために平成十五年度から平成十七年度までに実施した短期的調査であり、この結果のみをもつて底質が細粒化しているかどうかの判断はできないものである。

二の1について

長崎県からは、平成十九年八月二十二日に漁業環境の改善に関する再質問に対する答弁書

業者から諫早湾内の小長井町地先におけるアサリのへい死情報が寄せられ、同月二十四日に同

県水産基盤計画課及び水産振興課が現地にて聞き取りを行つた結果、潮受堤防付近の漁場におけるアサリのへい死情報を得たことから、同月二十六日に一齊調査を実施したと聞いている。

二の2について

赤潮を形成する植物プランクトンが死滅すると海底に沈降してバクテリアによって分解され

るが、その際、海水中の溶存酸素が消費されることが、アサリがへい死する原因となることから、先の答弁書二の1から3までに

ついて「平成十九年八月の諫早湾におけるアサリのへい死については、赤潮、貧酸素水塊を始めとする様々な要因が複合的に影響したものと考えている。」とお答えしたものである。

三の1について

先の答弁書における事業に関する事業評価の結果を記述した文書名等については、次のとおりである。

(1) 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業

下水道の整備に関する事業の事業評価の結果

については、「個別公共事業の評価書」に記述

しており、国土交通省のホームページ等で公表している。

(2) 海域の環境の保全及び改善に関する事業

環境整備船による海域に浮遊するゴミの回収については、海域環境の維持・管理に係る

ものであるため事業評価の対象としていないが、平成十六年度から平成十八年度までに約三百トンのゴミを回収しており、適切に実施

しているところである。

(3) 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業

河川の整備に関する事業の事業評価の結果

については、「個別公共事業の評価書」に記述

しており、国土交通省のホームページ等で公表している。

海岸の整備に関する事業の事業評価の結果

については、「公共事業の事業評価書」及び

「公共事業の事前評価書」に記述しており、農

林水産省のホームページ等で公表している。

港湾整備事業の事業評価の結果については、「個別公共事業の評価書」に記述しており、国土交通省のホームページ等で公表している。

漁港の整備に関する事業の事業評価の結果

については、「公共事業の事前評価書」及び

「公共事業の事後評価書」に記述しており、農業集落排水処理施設に関する事業の事業評価の結果については、「公共事業の事前評価書」及び

「公共事業の事後評価書」に記述しており、農林水産省のホームページ等で公表している。

森林整備事業及び治山事業の事業評価の結果については、「公共事業の事前評価書」及び「公共事業の事後評価書」に記述しており、農林水産省のホームページ等で公表している。

(4) 漁場の保全及び整備に関する事業

漁場環境保全創造事業の事業評価の結果については、「公共事業の事前評価書」に記述しており、農林水産省のホームページ等で公表している。

(5) 漁業関連施設の整備に関する事業

強い水産業づくり交付金実施要綱(平成十七年三月二十三日付け水港第三千二百三十五号農林水産事務次官依頼通知)において、費用対効果分析の結果、事業の実施により見込まれる効果が事業の実施に要する費用と同等以上であることを事業採択の要件としており、適切な実施を図っているところである。

三の2について

一般的には、汚水処理人口普及率が向上すれば、汚水処理施設において削減される化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の総量が増加することから、河川等の公共用水域に流入するCODの総量は減少し、河川等の公共用水域の水質が改善するものと考えられる。

四の3及び2について

平成十五年度から平成十八年度までに有明海において実施された漁場環境保全創造事業の費用対効果については、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第六条第一項に基づき農林水産大臣が定めた農林水産政策評価基本計画(以下「農林水産省政策

評価基本計画」という。)に基づいて農林水産省

が行つた事前評価において、事業の実施により見込まれる効果が事業の実施に要する費用を上回つていたところである。

三の4について

平成十五年度から平成十八年度までに有明海において実施された漁場環境保全創造事業については、農林水産省政策評価基本計画に基づいて農林水産省が行つた事前評価において、福岡県及び熊本県の行う事業についてもアサリ等の漁獲量の増加が期待できること等を確認し、事業の実施は妥当であると判断したところである。

四の1及び2について

先の質問主意書(平成二十年三月十七日提出質問第一八四号)四の1及び2でお尋ねの「ノリ漁を含めた漁業環境に影響を及ぼすこととの内容並びに「開門により予測される濁りの分布」及び「漁業被害」については、平成十六年五月十一日に農林水産省が公表した「有明海の漁業関係者の皆様への補足説明の中・長期開門調査を実施することによる海域への影響と有明海の再生への取組について」の「中・長期開門調査実施の検討結果」において示されているとおりである。

三の3について

排水門付近で洗掘を生じさせない開門方法としては、御指摘の九州大学大学院総合理工学研究院経塚雄策教授が「有明海の生態系再生をめざして」で示している開門方法を含め、排水門により調整池水位を管理しつつ海水を導入する方法が考えられる。しかしながら、先の答弁書

四の3についてでお答えしたとおり、この方法では、潮位や潮流などに与える変化が小さいため、短期間調査で得られた成果以上の知見は得られないと考えている。

五の1について

CODの量について、農林水産省九州農政局が行つた調査によれば、平成十六年度の一リットル当たり九・四ミリグラムを最大として、平成十七年度は一リットル当たり八・七ミリグラム、平成十八年度は一リットル当たり七・九ミリグラムと推移していくことから、改善傾向が認められると答弁したものである。

なお、平成十九年度は一リットル当たり八・六ミリグラムであったが、平成十六年度及び平成十七年度の値を下回つており、全体としては改善傾向にあると考えている。

五の2について

調整池に流入するCOD、窒素及びリンの総量についてのデータは採取していない。

五の3について

農林水産省九州農政局により設けられた諫早湾干拓調整池等水質委員会において、平成十九年度に行つた水質シミュレーションモデルによる検討結果によれば、平成十五年における調整池のCODの量は、調整池内の底泥の巻上げによるものが一日当たり八千九百三十五キログラムと最も多く、次いで調整池に流入する各種排水によるものが一日当たり四千三百三十六キログラム、調整池内の植物プランクトンの発生によるものが一日当たり三千百二十二キログラムとなつてゐる。

質問 第二〇四号

オリンピック出場に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

平成二十年四月十七日提出

オリンピック出場に関する質問主意書

本年八月に開催予定の「北京オリンピック」をめぐり、スポーツと政治のあり方が再び論議となつてゐる。オリンピックをめぐつては、一九八〇年のモスクワオリンピックで、当時のソ連によるアフガン侵攻を理由にアメリカ、日本、さらには中國なども参加をボイコットしたことが思い出される。

官報(号外)

そこで、以下のとおり質問する。

一 モスクワオリンピックに関しては、一九八〇年四月に、日本政府がアメリカに同調し大会ボイコットの方針を決め、日本オリンピック委員会(JOOC)もその方針に従つた、と理解している。福田総理大臣は、当時の日本政府の決定を正しかつたと考えるか。また、問題があつたとすれば、何が問題だつたか、総理の見解を伺いたい。

二 オリンピックと、政治の関わり方について「あるべき姿」とはどのようなものか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三〇四号
内閣總理大臣 福田 康夫
内閣衆質一六九第三〇四号
衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年四月二十五日

内閣衆質一六九第三〇四号
衆議院議長 河野 洋平殿

オリンピック競技大会は、国際オリンピック委員会や各国のオリンピック委員会を始めとする関係者により自主的に行われるものであり、各國政府は、オリンピック競技大会の自主性を尊重しつつ、その成功のために必要な支援に努めるべきものと考える。

平成二十年四月十七日提出

質問 第三〇五号

後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問
〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出オリンピック出場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高井美穂君提出オリンピック出

場に関する質問に対する答弁書

一について

オリンピック競技大会への代表選手団の派遣は、各国のオリンピック委員会が行うものであり、昭和五十五年にモスクワで開催されたオリンピック競技大会(以下「モスクワ大会」という。)へ日本代表選手団を派遣しないことを決定したのは日本オリンピック委員会である。政府は、当該決定に先立ち、日本オリンピック委員会に対し、モスクワ大会に日本代表選手

団を参加させることは望ましくない旨の見解を伝達したが、政府がこのような見解を伝達したのは、モスクワ大会の開催国であるソヴィエト連邦(当時)のアフガニスタン民

主共和国(当時)に対する軍事介入が国際世論の厳しい非難を惹起している中で、当該軍事介入が長期化の構えを見せるとともに、アジア、欧

米その他諸国においてもモスクワ大会への不参加の動きが生じていたこと等、当時の厳しい国際情勢を踏まえたものであり、やむを得ないものであつたと考へる。

二について

オリンピック競技大会は、国際オリンピック委員会や各国のオリンピック委員会を始めとする関係者により自主的に行われるものであり、各國政府は、オリンピック競技大会の自主性を尊重しつつ、その成功のために必要な支援に努めるべきものと考へる。

平成二十年四月十七日提出

質問 第三〇五号

後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問
〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問に対する答弁書

一について

オリンピック競技大会は、国際オリンピック委員会や各国のオリンピック委員会を始めとする関係者により自主的に行われるものであり、各國政府は、オリンピック競技大会の自主性を尊重しつつ、その成功のために必要な支援に努めるべきものと考へる。

平成二十年四月十七日提出

質問 第三〇五号

後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問
〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問に対する答弁書

一について

オリンピック競技大会への代表選手団の派遣は、各国のオリンピック委員会が行うものであり、昭和五十五年にモスクワで開催されたオリンピック競技大会(以下「モスクワ大会」という。)へ日本代表選手団を派遣しないことを決定したのは日本オリンピック委員会である。

政府は、当該決定に先立ち、日本オリンピック委員会に対し、モスクワ大会に日本代表選手

が高まっている。舛添厚労相も記者団に「我々の説明が足りないかもしない」と話した、と報道されている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 政府広報「あしたのニッポン」第四号(平成二十年三月号)は「後期高齢者医療制度のお知らせ」と題し、新聞折込されたと承知している。

その二ページでは問答形式により「Q8 医療機関に支払う窓口負担は変わりますか?」との質問に答え「A 今までと同様で、月ごとの上限額も設けられます。」としている。「今までと同様」ということは、「窓口負担の増加はない」と理解するのが普通と思うが、その理解で正しいのか。間違つているとすれば、どう理解すればいいのか。

二 例えば、年収三百九十万円で七十五歳を超える夫(76)と、年収百二十万円で七十五歳未満の妻(73)の世帯においては、これまでの制度では合計年収が五百十万元となり夫婦二人とも一割負担だったが、新制度では別々の单身世帯とみなされ、夫の負担割合は二割に増えるのではないか。この場合でも「窓口負担は今までと同様」といえるのか。この政府広報は記述が不正確で、国民、とくにお年寄りに分かりにくくと考へるが、政府の見解を示されたい。

三 後期高齢者医療制度の保険料は年金から天引きされる仕組みになつていてが、年金受給額が保険料より少なく、保険料を追加払いしなければならないケースはあり得るのか。あるとすれば、この点に関する政府の見解を示されたい。

〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問に対する答弁書

一について

後期高齢者医療制度においては、被保険者の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に規定する一部負担金の負担割合(以下「負担割合」という。)を原則として一割とし、例外的に所得等の額が一定以上の被保険者については三割としているところである。

お尋ねの政府広報の記述については、このよう

に負担割合が原則として一割であるという取扱いについて、これまでの老人保健制度と同様で

あることを端的に説明したものである。

二について

御指摘の世帯においては、平成二十年八月以降は、夫の負担割合は一割から三割になるが、

一について述べたとおり、御指摘の政府広報

の記述については、負担割合がこれまでの老人保健制度と同様、原則として一割であることを

端的に説明したものであり、必ずしも政府広報

の記述が不正確で分かりにくいものであるとは

考へていらない。いずれにしても、後期高齢者医療制度の趣旨や現行制度からの変更点につい

内閣衆質一六九第三〇五号

平成二十年四月二十五日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問に対する答弁書

送付する。

て、國民に必ずしも十分な理解を得ていない部分もあると考えており、引き続き、周知のための広報に努めてまいりたい。

三について

後期高齢者医療の保険料の徴収に当たっては、年金額が年額十八万円未満の被保険者又は後期高齢者医療の保険料と介護保険の保険料の合計額が年金額の二分の一を超える被保険者については、特別徴収の方法によらず、普通徴収の方針により徴収することとしており、お尋ねのような場合は生じないものと考えている。

平成二十年四月十七日提出

質問 第三〇六号

後期高齢者医療制度の保険料天引きの是非等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

るというメリットがあると考えるが、その反面、対象者の目には、「取れるところから取る」という、いわば政府による弱い者いじめの様に映つていると思料するところ、政府は「天引き」

というやり方を見直すべきではないか。政府の見解如何。

「天引き」は、ほぼ確実な保険料徴収が見込めると承知する。その中でも、「天引き」に対する対象者より不満の声が多く上がっていると承知する。特に強い不満、憤りの意見が多いと思料するが、政府の見解如何。

四 「天引き」は、ほぼ確実な保険料徴収が見込め

内閣衆質一六九第三〇六号
平成二十年四月二十五日
衆議院議員鈴木宗男君提出後期高齢者医療制度の保険料天引きの是非等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出後期高齢者医療制度の保険料天引きの是非等に関する質問に対する答弁書

一について

五 外添要一厚生労働大臣や町村信孝官房長官は、後期高齢者医療制度により、対象となる人の七割から八割は保険料が下がる旨の発言をしたと承知するが、右の大部分の対象者の保険料は下がるとする発言の根拠を具体的に示された見解如何。

六 外添厚労大臣は五の発言をした一方で、「正確な数字は言えない」と、自身の発言を撤回する様な弁明をしているが、右は後期高齢者医療制度を担当する省庁の長の発言としては余りにも軽すぎ、国民にあらぬ誤解を招きかねないものではないか。福田康夫内閣総理大臣の見解如何。

七 後期高齢者医療制度について、政府はこれまで国民に対して丁寧かつ十分な説明をしてきた

か。政府の見解如何。

右質問する。

一 本年四月一日から、七十五歳以上の老人を対象とした後期高齢者医療制度が始まつた。新制度開始にあたり、新たな保険証や保険料の天引きによる負担増等をめぐり、様々な混乱が生じていると承知するが、政府はこの度の新制度導入による混乱についてどの様な認識を有しているか。

二 後期高齢者医療制度では、制度対象者の年金から保険料が天引きされることになつてゐるが、なぜ政府は、対象者自身が納付するという方式をとらず、年金からの天引き（以下、「天引き」という。）という方式をとつたのか説明され

村において適切に事後対応を図るよう指導する等の措置を講じるなど、制度の円滑な施行に向けて努力しているところである。今後とも、後期高齢者医療制度の趣旨について國民に理解を深めていただきながら、制度の定着が図られるよう、取り組んでまいりたい。

二から四までについて

後期高齢者医療の保険料については、被保険者の保険料納付に係る便宜を図ることとともに、市町村における事務の効率化を図ることを目的として、原則として年金から特別徴収の方法により徴収することとしたものである。なお、年金額が年額十八万円未満の被保険者又は後期高齢者等に対し、これまでの医療に加えて、一人一人の生活面を含めて丁寧に診ていく医療を提供するとともに、長年、社会に貢献してこられたこうした方々の医療費を國民全体でしつかり支えていくものであるが、その施行に際し、被保険者に被保険者証が届いていない事案、保険料の年金からの特別徴収の方法による徴収に係る事務手続に誤りがあつた事案等が生じていることについては、遺憾であると考えている。

政府としては、後期高齢者医療の被保険者に被保険者証が届いていない場合であつても、当該被保険者がこれまで加入していた医療保険制度の被保険者証等により後期高齢者医療の被保険者資格の確認を行うことにより、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第十号）に規定する一部負担金を負担することにより医療を受けられるようにする等の配慮を行うよう、都道府県等を通じ保険医療機関等に対しあるいをするとともに、保険料の特別徴収に係る事務処理に誤りがあつた場合には、各市町村

五及び六について

お尋ねについては、國民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合において、國民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による國民健康保険税を含む。以下同じ）の計算方法や医療費の水準が市町村ごとに異なるため単純な比較は難しいこと

から、國民健康保険について、約八割の市町村

が採用し、最も多くの国民健康保険の被保険者に係る保険料の算定に用いられている方式に着目し、当該方式を採用する市町村における保険料率等の平均値を用いることにより、国民健康保険の保険料から後期高齢者医療の保険料への代表的な変化について、導入前後の傾向を算定したところ、下がる傾向にあつたという結果を基に、これらの市町村においては、試算上、保険料負担が下がる傾向にある旨を説明したものである。

なお、従前加入していた医療保険制度の保険料額より後期高齢者医療の保険料額が下がる方の割合を把握するためには、後期高齢者医療の被保険者ごとに、後期高齢者医療制度加入前の医療保険制度の保険料額(後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険の被保険者であつた者については、国民健康保険の保険料の額に相当する額を含む。)の把握等の調査をする必要があり、当該割合をお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、国民に誤解が生じることはないよう、今後とも丁寧な説明に努めてまいりたい。

七について
後期高齢者医療制度については、これまで、政府、各後期高齢者医療広域連合、各市町村等において、様々な手段による周知のための広報を実施してきたところであるが、この制度の趣旨や現行制度からの変更点について必ずしも十分な御理解を得ていいないと考えており、引き続き、周知のための広報にさらに努めてまいりたい。

平成二十年四月十七日提出
質問 第三〇七号

北京五輪開会式への皇族の出席に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣總理大臣 福田 康夫

内閣衆質一六九第三〇七号
平成二十年四月二十五日

衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への皇族の出席に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

中国政府が北京五輪開会式に天皇皇后両陛下をはじめとする皇族の出席を要請していたことに対して、政府が中国政府の要請に応じない方針を固めたとする本年四月二日付の産経新聞の報道について事実関係を問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二六六号)では、「御指摘の記事については承知しているが、北京オリンピックの開会式への我が国要人の出席については、現時点では決まっていない。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一及び二について
北京オリンピックの開会式への我が国要人の出席については、現時点では決まっていない。

弁書

平成二十年四月十七日提出
衆議院議員鈴木宗男君提出北京五輪開会式への皇族の出席に関する再質問に対する答弁書

三 一の乗組員に対し、現在防衛省はどの様なケアをしているのか説明されたい。

四 当方の自衛官・防衛省職員の自殺問題を取り上げた質問主意書に対するこれまでの答弁書で、防衛省として自殺理由を主に「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」の五つに分類していると承知する。それらについて以下質問する。

平成二十年四月十七日提出
質問 第三〇八号
自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二 本年四月十五日、伊吹文明自民党幹事長と北側一雄公明党幹事長が北京で王家瑞中国共産党中央对外連絡部長と会談した際に、伊吹幹事長が、福田康夫内閣総理大臣が本年七月の北海道洞爺湖サミットにおいて参加国首脳に対して北京五輪成功への協力を呼びかける考えがある旨伝えたと承知するが、福田総理は北京五輪開会式に出席する考えはあるか。

自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する再質問主意書

本年四月十六日付の日経新聞夕刊は、「自衛官の自殺 後絶たず 他省庁公務員の二倍 防衛省、ケアに苦慮」との見出しで、国家公務員の中でも自衛官・防衛省職員の自殺件数が飛び抜けて多いことを取り上げ、防衛省が様々な対応策をとっているのにも関わらず、その傾向に歯止めがないことを報じた記事(以下、「日経記事」とい

う。)を掲載している。右と「前回答弁書」(内閣衆質一六九第五九号)を踏まえ、再質問する。

一 「日経記事」によると、本年三月に千葉県の漁船と衝突事件を起こしたイージス艦「あたご」の乗組員が手首を切つて病院に運ばれたとのことであるが、右の乗組員は自殺を図ったのか。

二 一の乗組員がなぜその様な行動を取ったのか、防衛省は把握しているか。

三 一の乗組員に対し、現在防衛省はどの様なケアをしているのか説明されたい。

あるのか、防衛省としてその背景等、詳細を把握しているか。

五 「日経記事」によると、四の「その他・不明」が、自衛官・防衛省職員の自殺理由の中で最も

比率が高く、実に六割を占めるとのことであるが、「その他・不明」の中に、いわゆるいじめを苦にした自殺は含まれているか。

六 自衛隊を含めた防衛省におけるいじめの問題について、防衛省としてその事例数、原因、加害者と被害者等、その具体的な内容を把握しているか。

七 昨年十一月二十二日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第二二二号)で触れられて

いる、二〇〇三年七月十五日に防衛庁長官政務官(平成十九年一月九日からは防衛大臣政務官)

を本部長として設置された自殺事故防止対策本部以下、「自殺防止対策本部」という。について、「前回答弁書」では、「自殺防止対策本部」設置以来、計十二回の会議を開催してきたとの答弁がなされている。では右の計十二回の会議の中で、防衛省におけるいじめ問題について話し合われた会議はある。あるのならば、その会議と話し合われた具体的な内容について全て明らかにされたい。

八 海自横須賀基地に所属していた一等海士が二〇〇四年十月に自殺した事件や、二〇〇七年七月に海上自衛隊護衛艦「きりさめ」に搭乗していた自衛官が自殺した事件等、防衛省において、いじめを苦にした自殺事件が確かに過去に起きている。一方で、昨年十二月二十八日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第三四三号)では、「防衛省においては、自殺の原因につ

いて、『病苦』、『借財』、『家庭問題』、『職務』、

『その他・不明』という区分に整理して把握して

いるところであるが、お尋ねの『いじめ』がいず

れの区分に整理されるかについては、一概にお

答えすることは困難である。」と、いじめについ

て防衛省として詳細を把握していないともとれ

る答弁がなされている。「日経記事」にも、「い

じめが(自殺の)引き金になつたとは断定できな

い」との防衛省のコメント(以下、「コメント」と

いう)が掲載されているが、防衛省として同省

におけるいじめ問題について、その詳細を把握

していないのか。

九 「コメント」は防衛省の公式な見解か。

十 「日経記事」には、元航空自衛官の須賀雅則氏

が「いじめは自衛隊では深刻な問題で、自分の

在籍時にも自殺者は出ていた」と指摘する記述

があるが、右の須賀氏の指摘に対する防衛省の

見解如何。

十一 また須賀氏は「日経記事」の中で、「(いじめ

による自殺は)管理責任に直結する。階級社会

の中でも、防衛省におけるいじめ問題について話し合われた会議はある。あるのならば、その会議と話し合われた具体的な内容について全て明

らかにされたい。

十二 十一における須賀氏の指摘は真実を反

映したものか。防衛省において、上司が自身の

管理責任を問われることを嫌がり、いじめによ

る自殺の原因特定をうやむやにしてしまうとい

うことは現実にあるのか。

十三 自衛隊を含む防衛省におけるいじめ問題か

ら防衛省は目を背け、真正面から見つめることを避けているのが現実ではないのか。

十四 自衛隊を含む防衛省におけるいじめ問題について、防衛省は目を背けることなく、真正面

から見つめ、「その他・不明」などと曖昧な形で

区分するのではなく、徹底的に組織内部で調査

等を行い、その真相、実態を明らかにする考

はあるか。

十五 「日経記事」によると、防衛省は自殺防止対策の一環として、カウンセラーによる二十四時間体制の電話相談窓口の番号を自身の携帯電話に登録する様、本年四月から自衛官に周知して

いるとのことであるが、右は事実か。

十六 十五が事実なら、自衛官の携帯電話に電話相談窓口の番号を登録することにより、どれだけの効果が上がるか防衛省は考えているのか明らかにされたい。

十七 十五の電話相談窓口では、どの様なカウンセラー、または組織が対応にあたるのか。

十八 十七のカウンセラーや、組織は、どの様にして防衛省の電話相談窓口に選定されたのか明らかにされたい。

十九 十五の対策も、あくまで外的、表面的な対応であり、単なる弾縫策でしかなく、本質的な自殺防止対策とはなり得ないと考える。防衛省が本気で自衛官・防衛省職員の自殺を食い止め、自衛隊、防衛省が国防の任を担うにふさわしい真の精強組織としてあるべきと考えるのならば、十四で指摘した様に自殺問題等、防衛省の組織病理、問題点にまずはきちんと目を向けておることが必要不可欠であると考えるが、石破茂防衛大臣の見解如何。

二十 平成二十年三月二十四日夕刻、護衛艦「あたご」の乗組員が負傷し、横須賀市内の病院へ運ばれたが、当該乗組員の負傷に係る事実関係等について、当該乗組員のプライバシーの保護の観点から、お答えを差し控えたい。

二十一 一から三までについて

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺

防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織

のあり方に対する同省の認識に関する再質

問に対する答弁書

内閣衆質一六九第三〇八号

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止

に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方

に対する同省の認識に関する再質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

ては、一概にお答えすることは困難である。

防衛省においては、例えば、上位の階級等にある者が、部下等に不法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行つた場合には、事実関係を把握した上で、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行つてはいるところであり、今後ともこのようない行為に対しても厳正に対処していきたい。

また、現在確認できる範囲では、防衛省自殺事故防止対策本部会議において、御指摘の「いじめ問題」として議論されたことはない。

十から十二までについて
防衛省として、御指摘の記事については承知しているが、御指摘の記事で言及されている事実については確認されていない。

十五及び十六について
防衛省においては、平成二十年の春のメンタルヘルス施策強化のための措置の一環として、携帯電話を保有する全隊員に対し、悩みを持つ者が、より容易に相談できるように、電話相談窓口の電話番号及びメールアドレスを携帯電話に登録するよう奨励しているところである。

十七について
電話相談窓口においては、産業カウンセラーが対応し、相談者の悩みに応じて、弁護士、税理士又は社会保険労務士等に相談することも可能であると承知している。

十八について
十七について述べた電話相談窓口の開設を委託している業者の選定については、防衛省共済組合が平成二十年三月にカウンセリング役務の一一般競争入札を実施した結果、応札者がなかつたため、当該役務に対応可能な業者との間

で、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第五十四号）第二十七条の規定に

より随意契約を締結したものである。

一 当該実態調査の結果はいつ公表されるのか。右質問する。

内閣衆質一六九第三〇九号
平成二十年四月二十五日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

防衛省においては、自殺防止対策について
は、これまで二十四時間受付電話相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、メソナルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策を実施してきたところであり、今後とも中長期的な視点に立つて、自殺防

止対策を継続的に実施することが必要であると考えており、前途ある隊員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族が生じるといったことがないようにするべく、隊員の自殺防止に全力で取り組んでまいりたい。

平成二十年四月十七日提出
質問 第三〇九号
斐ブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等の調査に関する質問に対する答弁書

提出者 山井 和則

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出斐ブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等の調査に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の検討会における検討が終了しておらず、現時点で、お尋ねの公表時期についてお答えすることは困難である。

平成二十年四月十七日提出
質問 第三一〇号
斐ブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等の調査に関する質問

提出者 山井 和則

任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料の還付について、以下のとおり質問する。
一 満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した以降も保険料を納付した対象者（以下、「対象者」という。）を把握しているか。把握している場合、その人数は何人か。また、対象者を把握していない場合、いつまでに、具体的にどのような方法で把握するのか。
二 対象者を把握している、または今後把握した場合、還付を行うに当たつて対象者に通知を発出するのか。それともしないのか。

三 平成十七年四月以降に納付された保険料については還付が行われてきたにもかかわらず、平成十七年三月以前に納付された保険料については、還付の対象となつておらず、誤った運用をしてきたのではないかと思料するがいかがか。また、運用の変更で対応するのであれば、厚生労働省はこれまで誤つて運用してきた責任をどう考えるのか。

右質問する。

平成十九年十一月三十日、厚生労働省「斐ブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等の調査に関する質問」に対する答弁書

提出者 山井 和則

平成二十年四月二十五日
内閣衆質一六九第三一〇号
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料の取扱いに関する質問主意書

平成十七年三月以前に納付された、国民年金のとおり質問する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料の取扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の対象者については、現在の社会保険オンラインシステムの仕組みでは把握することが困難であり、そのためのプログラムを開発すること等によりこれを把握することができない点において、お尋ねの把握の期限や具体的な方法、対象者に対する通知の実施についてお答えすることは困難である。

三について

任意加入被保険者制度上、平成十七年四月以降に納付された保険料については、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。)により、保険料納付済期間等が四百八ヶ月に達したとき(平成十七年四月一日時点で保険料納付済期間等が四百八ヶ月を超えていた者については、平成十七年四月一日)に被保険者の資格を自動的に喪失させ、それを超えて保険料が納付された場合にはこれを還付することとしたところであるが、これは、任意加入被保険者制度についても、加入を任意としている制度であるという性格よりも、満額の老齢基礎年金の受給を可能とするという制度の目的を重視すべきであるとの考え方に基づくものである。一方、平成十七年三月以前に納付された保険料であつて満

額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付されたもの(以下「平成十七年三月以前納付保険料」という。)については、任意加入被保険者の意思によらず、過去にさかのぼつて被保険者の資格を自動的に喪失させることは困難であることから、そのような取扱いとはされていなかつたところである。

今般、任意加入被保険者制度の目的を重視すべきという平成十六年改正法の趣旨を踏まえつゝ、平成十七年三月以前納付保険料の取扱いについて見直しを行い、任意加入被保険者であった者(任意加入被保険者であつた者が死亡している場合においては、その相続人)から申出があつた場合、満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した時点で国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)附則第五条第五項の規定による資格喪失の申出があつたものとして取り扱い、資格喪失させた上で保険料を還付することとしたが、これは、任意加入被保険者は、任意加入した当時満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した時点で資格喪失する意思を有し、その意思が継続していたと考へることに合理性があるとの考え方に基づくものである。

保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 損害保険

第一節 成立(第三条—第七条)

第二節 効力(第八条—第十二条)

第三節 保険給付(第十三条—第二十六条)

第四節 終了(第二十七条—第三十三条)

第五節 傷害疾病損害保険の特則(第三十四条・第三十五条)

第六節 適用除外(第三十六条)

第三章 生命保険

第一節 成立(第三十七条—第四十一条)

第二節 効力(第四十二条—第四十九条)

第三節 保険給付(第五十条—第五十三条)

第四節 終了(第五十四条—第六十五条)

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立(第六十六条—第七十条)

第二節 効力(第七十一条—第七十八条)

第三節 保険給付(第七十九条—第八十二条)

第四節 終了(第八十三条—第九十四条)

第五章 雜則(第九十五条—第九十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他いか

なる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。)を行ふことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払うことを約する契約をいう。

二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

三 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。

イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者

ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に

関し保険者が保険給付を行うこととなる者

ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病(以下「傷害疾病」という。)に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

五 保険金受取人 保険給付を受ける者としているものをいう。

六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が

一定の偶然の事故によつて生ずることのある

損害をてん補することを約するものをいう。

七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のう

ち、保険者が人の傷害疾病によつて生ずるこ

とのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受

保険法案

右

国会に提出する。

平成二十年三月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

けるものに限る。)をてん補することを約するものをいう。

八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

第二章 損害保険

第一節 成立

(損害保険契約の目的)

第三条 損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができることを約するものをいう。

(告知義務)

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めるもの(第二十八条第一項及び第二十九条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

(溯及保険)

第五条 損害保険契約を締結する前に発生した保険事故(損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然の事故として当該損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保

險契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。

六 損害保険契約の締結時の書面交付
第七条 保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 保険者の氏名又は名称
二 保険契約者の氏名又は名称
三 被保険者の氏名又は名称その他被保険者を特定するために必要な事項
四 保険事故

五 その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間

第六条 保険金額(保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)又は保険金額の定めがないときはその旨

七 保険の目的物(保険事故によって損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めたものをいう。以下この章において同じ。)があるときは、これを特定するために必要な事項

八 第九条ただし書に規定する約定保険価額があるときは、その約定保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価

額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に對応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができる。

九 保険料及びその支払の方法

十 第二十九条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十一 損害保険契約を締結した年月日

十二 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十三 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十四 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十五 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十六 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十七 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十八 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

十九 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十一 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十二 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十三 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十四 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十五 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十六 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十七 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

二十八 書面を作成した年月日

二 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(火災保険契約による損害てん補の特則)

第十六条 火災を保険事故とする損害保険契約の保険者は、保険事故が発生していないときであつても、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によつて保険の目的物に生じた損害をてん補しなければならない。

(保険者の免責)

第十七条 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によつて生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他の変乱によつて生じた損害についても、同様とする。

2 責任保険契約(損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう。以下同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

(損害額の算定)

第十八条 損害保険契約によりてん補すべき損害の額(以下この章において「てん補損害額」といふ。)は、その損害が生じた地及び時における価額によつて算定する。

2 約定保険価額があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によつて算定する。ただし、当該約定保険価額が、保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によつて算定する。

(一部保険)

第十九条 保険金額が保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に満たないときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補する。

損害額に乗じて得た額とする。
(重複保険)

第二十条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなつている場合においても、保険者は、

てん補損害額の全額(前条に規定する場合にあつては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額)について、保険給付を行う義務を負う。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞責任を負わない。

2 第十九条の規定は、前項第二号に掲げる費用の額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「第二十三条第一項第二号に掲げる費用の額」と読み替えるものとする。

3 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、

保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

する。

一 てん補損害額の算定に必要な費用

二 第十三条の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であつた費用

損害額に乗じて得た額とする。

第三十条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなつている場合においても、保険者は、

てん補損害額の全額(前条に規定する場合にあつては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額)について、保険給付を行う義務を負う。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞責任を負わない。

2 第十九条の規定は、前項第二号に掲げる費用の額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「第二十三条第一項第二号に掲げる費用の額」と読み替えるものとする。

3 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、

保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

損害額に乗じて得た額とする。

第三十一条 保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険給付を行つたときは、当該保険給付の額の保険価額(約定保険価額)に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関する被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する。

2 第十九条の規定は、前項第二号に掲げる費用の額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「第二十三条第一項第二号に掲げる費用の額」と読み替えるものとする。

損害額に乗じて得た額とする。

第三十二条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

損害額に乗じて得た額とする。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

損害額に乗じて得た額とする。

二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

一 当該保険者が行つた保険給付の額

二 被保険者債権の額(前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額)

官 報 (号 外)

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立つて弁済を受けれる権利を有する。 (強行規定)	3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険媒介者は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
26条 第十五条、第二十一条第一項若しくは第三項又は前一条の規定に反する特約で被保險者に不利なものは、無効とする。	4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因を知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。
27条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。 (告知義務違反による解除)	5 第二十九条 損害保険契約の締結後に危険増加(告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。(以下この条及び第三十一条第二項第二号において同じ。)が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。
2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。 一 損害保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。 二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行ふことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。)が、保険契約者は又被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。	6 第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。 一 保険契約者は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。 二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。 三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由。
(解除の効力)	7 第三十三条 第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条の規定に反する特約で保険契約者は被保険者に不利なものは、無効とする。
2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合は、当該各号に定めたのみその効力を生ずる。	8 第二十四条 被保険者が傷害疾病損害保険契約の内容に変更が生じたときは保険契約者は又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること。
二 保険契約者は被保険者が故意又は重大な	9 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した保険事故による損害については、この限りでない。

損害保険契約を解除することを請求することができる。

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病損害保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該傷害疾病損害保険契約を解除することができる。

(傷害疾病損害保険契約に関する読み替え)

第三十五条 傷害疾病損害保険契約における第一節から前節までの規定の適用については、第五条第一項、第十四条、第二十一条第三項及び第五十六条中「被保険者」とあるのは「被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、その相続人)」と、第五条第一項中「保険事故が発生している」とあるのは「保険事故による損害が生じている」と、同条第二項中「保険事故が発生していない」とあるのは「保険事故による損害が生じていない」と、第十七条第一項、第三十条及び第三十二条第一号中「被保険者」とあるのは「被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、被保険者又はその相続人)」と、第二十五条第一項中「被保険者」とあるのは「被保険者(被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、被保険者又はその相続人)」が、第三十二条第二号中「保険事故の発生」とあるのは「保険事故による損害が生じていること」と、第三十三条第一項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「又は第三十一条と、「不利なものは」とあるのは「不利なもの及び第三十条の規定に反する特約で保険契約者又は保険契約者が被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、その相続人。以下この条において同じ。」が」と、第三十三条第一項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「又は第三十一条と、「不利なものは」とあるのは「不利なもの及び第三十条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者の死亡」

によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、被保険者又はその相続人に不利なものは」とする。

第六節 適用除外

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百十五条规定する海上保険契約

二 航空機若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

三 原子力施設を保険の目的物とする損害保険契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約(傷害疾病損害保険契約に該当するものと除く。)

第三章 生命保険

第一節 成立

(告知義務)

第三十七条 保険契約者は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故(被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいふ。以下この章において同じ。)の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

(生命保険契約の締結時の書面交付)
第四十条 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(保険金受取人の変更)

第四十二条 保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

(第二節 効力)

(第三者のためにする生命保険契約)

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

(保険金受取人の変更)

第四十四条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。
3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつたもの(第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。)について、事実

の告知をしなければならない。

(被保険者の同意)

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約(保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

第三十九条 死亡保険契約を締結する前に発生した保険事故に係り保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時ににおいて、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知つたときは、無効とする。

2 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に係り保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時ににおいて、当該保険契約者が保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知つたときは、無効とする。

3 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第四十一条 第三十七条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第三十九条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

(第二節 効力)

(強行規定)

五 保険事故
六 その期間内に保険事故が発生した場合に保険給付を行つるものとして生命保険契約で定める期間

七 保険給付の額及びその支払の方法
八 保険料及びその支払の方法
九 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十 生命保険契約を締結した年月日
十一 書面を作成した年月日

十二 保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約(保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(被保険者の同意)

てその効力を生ずる。ただし、その到達前に行

われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によつ

ても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言

が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対抗することができない。

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第四十五条 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(保険金受取人の死亡)

第四十六条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険金受取人の譲渡等についての被保険者の同意)

第四十七条 死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定(保険事故が発生した後にされたものを除く。)は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(危険の減少)

第四十八条 生命保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(強行規定)

第四十九条 第四十二条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第五十条 死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(被保険者の免責)

第五十一条 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行ふ責任を負わない。

ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

(保険契約者による解除)

第五十二条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

(強行規定)

第五十三条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

(第四節 終了)

第五十四条 保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

(危険増加による解除)

第五十六条 生命保険契約の締結後に危険增加(告知事項についての危険が高くなり、生命保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第五十九条第二項第二号において同じ。)が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該生命保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該生命保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該生命保険契約で定められていない。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が

もつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に對し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「生命保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合は、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)

第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約第一号の場合にあっては、死亡保険契約に限る)を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死^亡させ、又は死亡させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

(被保険者による解除請求)

第五十八条 死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険

契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することができる。

一 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合

二 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損なう

い、当該死亡保険契約の存続を困難とする重

大な事由がある場合

三 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第三十

八条の同意をするに当たつて基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該死亡保険契約を解除することができる。

（解除の効力）

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に關し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずして発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した

保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した保険事故については、この限りでない。

三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

（契約当事者以外の者による解除の効力等）

第六十条 差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約(第六十三条に規定する保険料積立金があるものに限る)の当事者以外の者で当該死亡保険契約(第六十三条において「解除権者」という)がする当該

解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人(前項に規定する通知の時にお

いて、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該死亡保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対する支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除

手続による支払いをしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による

供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してもべき届出をしなければならない。

第六十二条 第六十条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じしたこととなるまでの間に保険事故が発生したことにより保険者が保険給付を行うべきときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。

2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。
(保険料積立金の払戻し)

第六十三条 保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対する対し、当該終了の時における保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第五十五条名号(第二号を除く。)に規定する事由
(告知義務)

四 条又は第五十八条第二項の規定による解除
三 第五十六条第一項の規定による解除
四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失效

第六十四条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。
一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 死亡保険契約が第三十九条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

第六十五条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約についてでは、適用しない。
(遡及保険)

第六十六条 保険契約者又は被保険者になる者は、傷害疾病定額保険契約の締結に際し、給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由をいう。以下この章において「危険」という。に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの(第八十四条第一項及び第八十五条第一項において「告知事項」という)について、事実の告知をしなければならない。
(被保険者の同意)

第六十七条 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人である場合は、この限りでない。

第六十八条 傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をした時ににおいて、当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が既に給付事由が発生していることを知つていたときは、無効とする。

第四章 傷害疾病定額保険
第一節 成立

第六十九条 保険者は、傷害疾病定額保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対して、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一 保険者の氏名又は名称
二 保険契約者の氏名又は名称
三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するため必要な事項
四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
五 給付事由
六 その期間内に傷害疾病又は給付事由が発生した場合に保険給付を行うものとして傷害疾病定額保険契約で定める期間
七 保険料及びその額及びその方法
八 保険料及びその支払の方法
九 第八十五条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十 傷害疾病定額保険契約を締結した年月日

十一 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第七十条 第六十六条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第六十八条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

(第二者のために対する傷害疾病定額保険契約)

第七十一条 保険金受取人が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該傷害疾病定額保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)

第七十二条 保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができ る。

2 保険金受取人の変更是、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)

第七十三条 保険金受取人の変更は、遺言によつ

ても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更是、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対抗することができない。

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第七十四条 保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

(保険金受取人の死亡)

第七十五条 保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第七十六条 保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定(給付事由が発生した後にされたものを除く。)は、被保険者

(危険の減少)

第七十七条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危

険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に對し、将来に向かつて、保険料について、減少後の当該危険に對応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

四 戰争その他の変乱によつて給付事由が発生したとき。

(保険給付の履行期)

(強行規定)

第七十八条 第七十二条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

(給付事由発生の通知)

第七十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、給付事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(保険者の免責)

第八十条 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

(強行規定)

1 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。

2 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前号に掲げる場合の同意がなければ、その効力を生じない)。

(保険契約者による解除)

第八十二条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前二号に掲げる場合の同意がなければ、その効力を生じない)。

第八十三条 保険契約者は、いつでも傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第八十四条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができない。

一 傷害疾病定額保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知することを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても

保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。傷害疾病定額保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(危険増加による解除)

第八十五条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危

險増加(告知事項についての危険が高くなり、

傷害疾病定額保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この

条及び第八十八条第二項第二号において同じ。)

が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該傷害

疾病定額保険契約を継続することができるときであつても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、そ

の内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該傷害疾病定額保険契約で定められており遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

三 第八十七条 被保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対して、当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができる。

(被保険者による解除請求)

が、保険者に当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として給付事由を発生させ、又は発生させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行ひ、又は行おうとしたこと。

二 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することとの請求を受けたときは、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

(解除の効力)

第八十八条 傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める事由に基づき保険給付を行う責任を負わない。

一 第八十四条第一項 解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、同項の事実に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。

二 第八十五条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。

三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由

(契約当事者以外の者による解除の効力等)

三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由

(契約当事者による解除の効力等)

た事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することとの請求を受けたときは、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

二 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することとの請求を受けたときは、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

二 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することとの請求を受けたときは、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

官報(号外)

第九十一条までにおいて同じ。)の当事者以外の者で当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができるもの(次項及び同条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人(前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該傷害疾病定額保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

第九十条 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が前条第一項に規

定する通知をした場合において、同条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとすれば民事執行法その他の法令の規定による供託をすることができないときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができる。

2 前項の通知があつた場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとすれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負う

ときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法によるとする支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による

支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の手続により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない。

第九十一条 第八十九条第一項に規定する通知の事由

時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じ

ないこととなるまでの間に給付事由が発生したことにより保険者が保険給付を行うべき場合に

おいて、当該保険給付を行うことにより傷害疾

病定額保険契約が終了することとなるときは、

当該保険者は、当該保険給付を行なうべき額の限度で、解除権者に對し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行なうべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行なえば足りる。

前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)
第九十二条 保険者は、次に掲げる事由により傷害疾病定額保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時における保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該傷害疾病定額保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための給付事由の発生率、予定期率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八十五条第一項 保険契約者又は被保険者で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。(強行規定)

第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約

で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人

三 前二条 保険契約者

一 第八十一条各号(第二号を除く。)に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前ににおける第八十一条又は第八十七条第二項の規定による解除

三 第八十五条第一項の規定による解除

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該傷害疾病定額保険

(保険料の返還の制限)
第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知つて当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

三 第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないと

きは、時効によつて消滅する。

(保険者の破産)

第九十六条 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができる。

2 保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかつたときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から三箇月を経過した日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則

第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

(旧損害保険契約に関する経過措置)

第三条 第十条、第十三条、第十二条(第十条及び第十三条の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三十条(第

三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第三十一

条第一項(第三十条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項に

おいて同じ。)及び第二項第三号、第三十三条第一項(第三十条並びに第三十一条第一項及び第一

二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。第三十五条の規定により読み替えて適用す

る規定を適用する。

4 旧損害保険契約に基づき保険給付を請求する

権利(施行日前に発生した保険事故に係るもの

を除く。)の譲渡又は当該権利を目的とする質権

の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、第二十二条第三項の規定を適用する。

(旧生命保険契約に関する経過措置)

第四条 第四十七条(施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十八条第一項

条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約

に係る部分に限る。)及び第三十二条(施行日前に締結された損害保険契約(以下

この条において「旧損害保険契約」という。)につ

いても、適用する。

2 旧損害保険契約の保険事故(第五条第一項に規定する保険事故をいう。以下この条において

同じ。)が施行日以後に発生した場合には、第十

五条、第二十一条(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十六条(第十五

号(第五十七条並びに第五十九条第一項及び第二

二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限

る。)の規定は、施行日前に締結された生命保険契約(次項において「旧生命保険契約」という。)につ

いても、適用する。

(第三十五条並びに第二十一条第一項及び第三項

(第三十五条の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)の規定に反する特約に係る部分に

限り、第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三十六条(第二十六条

(第十五条並びに第二十一条第一項及び第三項

の規定に反する特約に係る部分に限る。)に係る

部分に限る。)の規定を適用する。

3 旧損害保険契約の保険事故が施行日以後に死亡保険契約の解除権者(第六十条第一項に規定する解除権者をいう。)が施行日以後に当該死

亡保険契約を解除した場合には、第六十条から第六十二条までの規定を適用する。

(旧傷害疾病定額保険契約に関する経過措置)

第五条 第七十六条(施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。)、第七十七条、第七十

八条(第七十七条の規定に反する特約に係る部

分に限る。)、第八十六条、第八十八条第一項

(第八十六条又は第九十六条第一項の規定によ

る解除に係る部分に限る。以下この項において

同じ。)及び第二項第三号並びに第九十四条第二

号(第八十六条並びに第八十八条第一項及び第二

二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限

る。)の規定は、施行日前に締結された傷害疾病定額保険契約(以下この条において「旧傷害疾病定額保険契約」という。)についても、適用す

る。

2 旧傷害疾病定額保険契約の給付事由(第六十

六条に規定する給付事由をいう。)が施行日以後

に発生した場合には、第八十一条及び第八十二

条の規定を適用する。

3 旧傷害疾病定額保険契約の解除権者(第八十

九条第一項に規定する解除権者をいう。)が施行

日以後に当該旧傷害疾病定額保険契約を解除し

た場合には、同条から第九十一条までの規定を

適用する。

(保険者の破産に関する経過措置)

第六条 第九十六条の規定は、施行日前に締結さ

れた保険契約についても、適用する。

理由

社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保険法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、保険契約に関する法制を現代の社会経済的確に対応したものとするため、商法の保険契約に関する規定を全面的に見直して、保険契約に関する単行法を制定するとともに、国民に理解しやすい法制とするため、表記を現代用語化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 共済契約への適用範囲の拡大

保険契約と同等の内容を有する共済契約を保険法の適用の対象に含めるものとすること。

2 傷害疾病保険に関する規定の新設

損害保険及び生命保険のほかに、傷害疾病保険に関する規定を新設するものとすること。

3 保険契約者等を保護するための規定の整備

(一) 保険契約締結時の告知についての規定の見直し
保険契約者等は保険者から質問された事項について告知すれば足りるものとするとともに、保険募集人による告知妨害等があつた場合の規定を新設するものとすること。

4 責任保険契約についての先取特権

本案は、保険契約に関する法制を現代の社会経済的確に対応したものとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十年四月二十五日

法務委員長 下村 博文

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

保険法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保険契約が国民にとって公共性の高い重要な仕組みであることに鑑み、本法の立法趣旨や本法で新設された制度の内容について、保険契約

5 生命保険契約の保険金受取人の変更についての規定の整備

生命保険契約の保険金受取人の変更の意思表示の相手方が保険者であること及び遺言によくこと。

6 表記の現代用語化

片仮名文語体の表記を平仮名口語体に改めるものとすること。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、保険契約に関する法制を現代の社会経済的確に対応したものとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

四 保険給付の履行期については、保険給付を行うために必要な調査事項を例示するなどして確認を要する事項に関して調査が遅滞なく行われ、保険契約者等の保護に遺漏のないよう、約款の作成、認可等に当たり十分に留意すること。

五 重大事由による解除については、保険者が解除権を濫用することのないよう、解除事由を明確にするなど約款の作成、認可等に当たり本法の趣旨に沿い十分に留意すること。

六 未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、未成年者の保護を図る観点から適切な保険契約の引受けがされるよう、特に配慮すること。

七 雇用者が保険金受取人となる团体生命保険契

8 よる保険金受取人の変更が可能であることにについて、明文の規定を設けるものとすること。

9 者等の保護の視点から国民への周知徹底を図ること。

約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、また保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年三月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四百八号)の一部を次のように改正する。

「第二節 倉庫営業(第五百九十七

第十一章 第一節 保険法

第一款 総則(第六百二十九条)

第二款 火災保険(第六百六十五

第三款 運送保険(第六百六十九

第四款 生命保険(第六百七十三

第五款 第六百二十八条)

第六款 第六百四十四条)を「第二節 倉庫営業

第七款 第六百六十八条)」

第八款 第六百七十二条)」

第九款 第六百八十三条)」に、「第八

百四十二条」を「第八百四十二条ノ二」に改め

る。

第二編第十章の章名、同章第一節の節名、同

節第一款から第三款までの款名及び同章第二節の節名を削り、第六百二十九条から第六百八十

三条までを次のように改める。

第八百五条第二項中「前編第十章第一節第

二款」を「保険法(平成二十年法律第 号)第

二章第一節乃至第四節及ビ第六節並ニ第五章」

に改める。

第八百二十三条中「第六百四十九条第二項」を

「保険法第六条第一項」に改める。

第八百三十二条第一項ただし書中「第六百三

十六条」を「保険法第十九条」に改める。

第三編第六章中第八百四十二条の次に次の二

条を加える。

第八百四十二条ノ二 本章ノ規定ハ相互保険ニ

之ヲ準用ス但其性質ガ之ヲ許サザルトキハ此

限ニ在ラズ

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。前に締結された保険契約については、保険

契約に次に次の一条を加える。

法(平成二十年法律第 号)附則第三条から

第六条までの規定により同法の規定が適用され

る場合を除き、なお従前の例による。

(森林国営保険法の一部改正)

第三条 森林国営保険法(昭和十二年法律第二十

五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条ノ二 前条本文ニ規定スル場合ニ於テ

他ノ保険者ニ対スル権利ノ抛棄ハ政府ノ権利

義務ニ影響ヲ及ボサズ

第二十条及び第二十一条を次のように改め

る。

第二十条及第二十二条 削除

第二十五条 保険法(平成二十年法律第 号)第四条、第十条、第十四条乃至第十六

条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二

十三条第一項(第一号ニ係ル部分ニ限ル)、第

二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十

三条第一項及第二項(第二号ヲ除

ク)、第三十二条(第一号ニ係ル部分ニ限ル)

並ニ第九十五条ノ規定ハ本法ニ依ル森林保険

ニ之ヲ準用ス

(森林国営保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に締結された森林保険の保険契

約については、なお従前の例による。ただし、

次項及び第三項に規定する規定の適用につい

ては、次項及び第三項に定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の森林国営保険法

第六百三十一条中「商法第六百三十七条、第六百

四十四条、第六百四十五条、第六百四十九条及

び第六百六十七条」を「保険法第四条、第六条、

第十条、第十七条第二項、第二十二条、第二十

八条、第三十条並びに第三十二条第一項及び第

二項(第二号を除く。)に改める。

結された森林保険の保険契約についても、適用

する。

3 施行日前に締結された森林保険の保険契約の保険事故(森林国営保険法第二条第一項に規定する火災、気象上の原因による災害及び噴火に

する災害をいう。)が施行日以後に発生した場合には、新森林国営保険法第二十五条の規定(保

険法第十五条及び第二十二条の規定を準用する部分に限る。)を適用する。

「商法第六百四十四条、第六百四十五条及び第六百四十九条」を「保険法第四条、第六条、第二十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)」に改める。

第一百二十条の二十五中「商法第六百三十九条、第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十九条及び第六百六十七条」を「保険法第四条、第六条、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十二条、第二十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)」に改める。

官報(号外)

第一百二十条の二十七中「商法第六百三十一條、第六百三十七条、第六百三十九条、第六百四十五条及び第六百四十九条」を「保険法第四条、第六条、第九条、第十一条、第十八条第二項、第二十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)」に改める。

第一百二十条の二十八第二項中「商法第六百三十一條、第六百三十七条、第六百三十九条、第六百四十五条及び第六百四十九条並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条並びに商法第六百四十二条、第六百四十三条」を「保険法第四条、第六条、第九条、第十一条、第十八条第二項、第二十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)」に改める。

第一百二十条の二十九第二項中「商法第六百三十一條、第六百三十七条、第六百三十九条から第六百四十六条まで、第六百四十九条及び第六百五十二条」を「保険法第四条、第六条、第九条、第十一条、第十八条第二項、第二十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)」に改める。

第一百五十条の五の八第四項中「商法第六百三十一條、第六百三十七条、第六百三十九条から第六百四十六条まで、第六百四十九条及び第六百五十二条」を「保険法第十条」に改める。

(農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 施行日前に共済責任期間(家畜共済にから第十一条まで、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)並びに第三十二条(第一号に係る部分に限る。)に改める。

第一百三十二条第一項中「商法第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十九条及び第六百六十二条」を「保険法第六条、第六百四十二条、第六百三十七条、第六百三十九条から第六百四十六条まで、第六百四十九条及び第六百六十二条」を「保険法第四条、第六条、第九条から第十一条まで、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)」に改める。

2. 前条の規定による改正後の農業災害補償法(以下この条において「新農業災害補償法」という。)第一百三条、第一百三十二条第一項及び第四百二十二条の二の規定(これららの規定中保険法第十一条の規定を準用する部分に係る。)、新農業災害補償法第百十四条第六項の規定、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十七の規定(これららの規定中保険法第十条、第三十条並びに第三十一条第一項(同法第三十条の規定による解除に係る部分に係る。)に改める。

3. 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条第一項及び第二項の規定を準用する部分に係る。)を適用する。

4. 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利(施行日前に発生した共済事故に係るもの)の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十五条の規定(これららの規定中保険法第二十二条第三項の規定を準用する部分に係る。)を適用する。

2. 前条の規定による改正後の農業災害補償法(以下この条において「新農業災害補償法」という。)第一百三条、第一百三十二条第一項及び第四百二十二条の二の規定(これららの規定中保険法第十一条の規定を準用する部分に係る。)、新農業災害補償法第百十四条第六項の規定、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十七の規定(これららの規定中保険法第十条、第三十条並びに第三十一条第一項(同法第三十条の規定による解除に係る部分に係る。)に改める。

3. 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条第一項及び第二項の規定を準用する部分に係る。)を適用する。

4. 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利(施行日前に発生した共済事故に係るもの)の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十五条の規定(これららの規定中保険法第二十二条第三項の規定を準用する部分に係る。)を適用する。

2. 前条の規定による改正後の農業災害補償法(以下この条において「新農業災害補償法」という。)第一百三条、第一百三十二条第一項及び第四百二十二条の二の規定(これららの規定中保険法第十一条の規定を準用する部分に係る。)、新農業災害補償法第百十四条第六項の規定、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十七の規定(これららの規定中保険法第十条、第三十条並びに第三十一条第一項(同法第三十条の規定による解除に係る部分に係る。)に改める。

3. 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条第一項及び第二項の規定を準用する部分に係る。)を適用する。

4. 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利(施行日前に発生した共済事故に係るもの)の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十五条の規定(これららの規定中保険法第二十二条第三項の規定を準用する部分に係る。)を適用する。

「同条第二項に規定する」を「同項に規定する」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百十二条の二中「第九条の七の五第三項」を

「第九条の七の五第二項」に改める。

第一百十二条の七及び第一百四条の七中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 日本貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六条第二項、第四十九条第二項、第五十

二条第二項若しくは第五十四条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険につ

いて第三十七条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることが

できなかつた場合若しくは荷為替手形につき

そくを受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保

険者が第三者に対して有する権利を取得す

る。

第四十条及び第四十五条中「において準用す

る商法第六百六十二条」を削る。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第一百一一条の六の見出しを「商法及び保険法の準用」に改め、同条中「第六百三十一條から

第六百三十六條まで、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十二条、第六百五十九條、第六百六十

一条、第六百六十二条（損害保険の總則）」を

の規定が適用される場合を除き、なお從前の例による。

（貿易保険法の一部改正）

第九条 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

（代位）

第二十五条 日本貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六条第二項、第四十九条第二項、第五十

二条第二項若しくは第五十四条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険につ

いて第三十七条第一項に規定する銀行等が荷

為替手形の満期において支払を受けることが

できなかつた場合若しくは荷為替手形につき

そくを受けて支払つた場合において、被保険

者又は保険金を受け取るべき者に対して保険

金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保

険者が第三者に対して有する権利を取得す

る。

第四十条及び第四十五条中「において準用す

る商法第六百六十二条」を削る。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第一百一一条の六の見出しを「商法及び保険法の準用」に改め、同条中「第六百三十一條から

第六百三十六條まで、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十二条、第六百五十九條、第六百六十

一条、第六百六十二条（損害保険の總則）」を

（明治三十二年法律第四十八号）に改め、「保険委付」の下に「並びに保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項

（第一号に係る部分に限る）、第二十四条及び第二十五条（第三者のためにする損害保険契約等）」を加え、「同法」を「商法」に、「第八百三十六条第一項中」を「同法第八百三十六条第一項中」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第十一条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

（代位）

第二十五条 日本貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六条第二項、第四十九条第二項、第五十

二条第二項若しくは第五十四条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険につ

いて第三十七条第一項に規定する銀行等が荷

為替手形の満期において支払を受けることが

できなかつた場合若しくは荷為替手形につき

そくを受けて支払つた場合において、被保険

者又は保険金を受け取るべき者に対して保険

金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保

険者が第三者に対して有する権利を取得す

る。

第四十条及び第四十五条中「において準用す

る商法第六百六十二条」を削る。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第一百一一条の六の見出しを「商法及び保険法の準用」に改め、同条中「第六百三十一條から

第六百三十六條まで、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十二条、第六百五十九條、第六百六十

一条、第六百六十二条（損害保険の總則）」を

払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百二十六条中「商法第六百六十三条(短期時効)」を「保険法第九十五条(消滅時効)」に、「どあるのは、」を「どあるのは」に、「商法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五

条第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及ビ追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第一百三十八条の二十四項中「商法第六百六十七条及び第六百六十二条」を「保険法第二十四

条又は第二十五条第一項」に改める。

第一百三十八条の二十一中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第一百三十八条の十一において準用する商法第六百六十二条の規定」を削る。

第一百二十六条の六中「並びに商法第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十二条、第六百五十九条、第六百六十一條から第六百六十三条まで(損害保険の総則)」を「商法」に改め、「保険委付」の下に「並びに保険法第八条、第

一百三十八条の二十三中「第一百三十八条の十並びに商法第六百四十六条及び第六百六十三条(特別危険の消滅等)」を「第一百三十八条の十並

びに保険法第十一条及び第九十五条(危険の減

少等)」に改め、「政府が行う特殊保険に係る再保険については商法第六百三十六条及び第六百三十七条(一部保険等)の規定を」を削る。

第一百四十三条の十一第三項中「にあつては、商法第六百四十四条から第六百四十八条まで、第六百五十二条、第六百五十九条、第六百六十

一条から第六百六十三まで(損害保険の総則)」を「については、商法」に改め、「保険委

ノ義務」と、「第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」と、同法」を削り、「第三号」との下に

「保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と」を加える。

第一百三十八条の十の二第四項中「商法第六百

六十一条」を「保険法第二十四条若しくは第二十

五条第一項の規定又は第一百二十一條において準用する同法第二十五条第一項」に改める。

第一百三十八条の十一中「商法第六百四十六

条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害

保険の総則)」を「保険法第十一条及び第九十五

条(危険の減少等)」に改め、「中央会が行う普

通保険に係る再保険については、商法第六百三

十六条及び第六百三十七条(一部保険等)」を削

る。

第一百三十八条の二十四項中「商法第六百六

十七条及び第六百六十二条」を「保険法第二十四

条又は第二十五条第一項」に改める。

第一百四十三条の十八中「第一百三十八条の十ま

で、第一百三十八条の十の二(第一百四十三条の三

第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。」を「第一百三十八条の十の二まで」に、

「商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)」を「保険法第十

一条及び第九十五条(危険の減少等)」に改め

びに保険法第十一条及び第九十五条(危険の減

少等)」に改め、「政府が行う特殊保険に係る再保険については商法第六百三十六条及び第六百三十七条(一部保険等)の規定を」を削る。

第一百四十三条の十一第三項中「にあつては、(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日前に成立した漁船保険事業等

(漁船損害等補償法第二条第一号に規定する漁

船保険事業等をいう。以下この条において同

じ。」又は任意保険事業に係る保険関係及び当該

保険関係に係る再保険関係については、なお從

前の例による。ただし、次項から第五項までに

規定する規定の適用については、次項から第五

項までに定めるところによる。

前項の規定による改正後の漁船損害等補償法

(以下この条において「新漁船損害等補償法」と

いう。)第一百九条、第一百三十八条の十一、第一百三

2 前条の規定による改正後の漁船損害等補償法

(以下この条において「新漁船損害等補償法」と

いう。)第一百九条、第一百三十八条の十一、第一百三十九条、第一百四十三条の十一第四項の規定

十八条の二十三、第百四十三条の十一第三項及び第四項並びに第百四十三条の十八の規定(これら

の規定中保険法第十一条の規定を準用する部分に限る。)並びに新漁船損害等補償法第百十

三条の八の規定(保険法第十条の規定を準用する部分に限る。)は、施行日前に成立した漁船保

険事業等又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係についても、適

用する。

3 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三条第四項若しくは第七項の事故又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第一百四十三条の三第一号の事故が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第一百十一条の六、第一百二十六条の六及び第一百四十三条の十一第三項の規定(これらの規定中保険法第十五条の規定を準用する部分に限る。)を適用す

る。

4 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三条第五項に規定する規定の適用については、次項から第五項までに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第一百四十三条の三第二号イに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第一百二十二条及び第一百四十三条の十一第四項の規定

(これらの規定中保険法第二十二条第一項及び第三項の規定を準用する部分に限る。)を適用する。

5 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利

(施行日前に発生した漁船損害等補償法第三条第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るもの)を除く。又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利(施行日

前に発生した同法第百四十三条の三第二号イに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るもの)を除く。)の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新漁船損害等補

償法第百二十二条第一項第十一第四項の規定(これらの規定を準用する部分に限る。)を適用す

る。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第十三条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第九十一条」を「第九十二条」に、「第九十二条」を「九十三条」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十一条から第六百四十五条まで及び第六百六十一条(損害保険の総則)」を「保険法(平成二十年

法律第 号)第四条、第二十八条、第三十

一条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条(第一号に係る部分に限る。)を適用する。)

並びに第九十五条(告知義務等)に、「第九十二

条第一項」を「同法第九十三条第一項中」に、「第一百五十五条」を「同法第一百五十五条第一項」に改める。

第三十五条中「繰入」を「繰入れ」に、「商法第六百四十三条及び第六百六十三条(損害保険の総則)」を「保険法第九十五条(消滅時効)」に、

「第一百三十八条の九」を「同法第一百三十八条の九」に、「第一百三十八条の十中」を「同法第一百三十八条の十中」に、「第一百三十八条の十三第一項中」を「同法第一百三十八条の十三第一項中」に改め

る。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第十四条 施行日前に成立した漁船乗組員給与保険事業に係る保険契約及び当該保険契約に係る再保険契約については、なお従前の例による。

第十五条规定(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十九条中「二年」を「三年」に改める。

第二十条の見出しを「(危険に関する重要な事項)」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条」を「保険法第四条」に改め、「事実又は」を削る。

第二十一条の二第一項第二号中「商法第六百四十四条」を「保険法第二十八条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二十二条第一項中「商法第六百四十四条」を「保険法第二十八条第一項」に改め、「将来に向て」を削り、同条第二項中「危険」を「保険事故

險」とあるのは「責任共済」とを加える。

第十六条の八の次に次の二条を加える。

(第十六条第一項の規定による損害賠償額の支払についての履行期)

第十六条の九 保険会社は、第十六条第一項の規定による損害賠償額の支払の請求があつた後、

後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 保険会社が前項に規定する確認をするために必要な調査を行ふに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険会社は、これにより損害賠償額の支払を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

第十九条中「二年」を「三年」に改める。

第二十条の見出しを「(危険に関する重要な事項)」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条」を「保険法第四条」に改め、「事実又は」を削る。

第二十一条の二第一項第二号中「商法第六百四十四条」を「保険法第二十八条第一項」に改め、「事実又は」を削る。

第二十二条第一項中「商法第六百四十四条」を「保険法第二十八条第一項」に改め、「将来に向て」を削り、同条第二項中「危険」を「保険事故

う。次条第三項において同じ。」に、「商法第六百四十五条第二項」を「同法第三十一条第二項第一号」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改め。

第二十二条第三項中「危険が発生し」を「保険事故が発生し」に改める。

第二十三条の見出しを「(保険法の適用)」に改め、同条中「商法第二編第十章第一節第一款」を「保険法第一章、第二章(第五節を除く。)及び第五章」に改める。

第二十三条の三第一項中「第十九条まで、第二十二条及び前条」を「前条まで」に改め、「これらの規定」の下に「(第二十条の二第一項第三号を除く。)」を、「どあり、」の下に「及び」を加え、「読み替える」を「、第二十条の二第一項第三号中「責任保険の契約の保険期間」とあるのは「責任共済の契約の共済期間」と読み替える」に改め、同条第三項を削る。

第二十三条の四を次のように改める。

第七十三条の四 削除
第七十三条の次に次の二条を加える。

(第七十二条第一項の規定による損害のてん補についての履行期)

第七十三条の二 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補の請求があつた後、

当該請求に係る自動車の運行による事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

6 保険法(平成二十年法律第六号)第六条の規定は、責任保険については、適用しない。

第九条の四中「準用する第二十二条第三項又は第四項」との下に「、同条第六項中「責任保

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

第七十五条中「二年」を「三年」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 自動車の運行による事故が施行日前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第十六条第一項(同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による損害賠償額の支払、同法第十六条第四項

(同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による損害賠償額の支払、同法第十六条第四項

(同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による損害賠償額の支払、同法第十六条第四項

(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次の各号を加える。

第十一條中「二年」を「三年」に改める。

第十二条中「補償した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に、「権利」を「求償権」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 政府が補償した金額
二 当該求償権の金額(前号に掲げる金額から当該不足金額を控除した金額)

第十二條に次の二項を加える。
五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百四十二条(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効の効果)、第六百五十八条(保険契約者の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)」を「保険法第十四条(損害発生の通知)、第二十五条(請求権代位)及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)(保険料の返還の制限)」に改める。

第百四十七条の七中「若しくは第百四十七条の二第二項において準用する第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。

五百二十九条の十七中「商法第六百三十二条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条」を「保険法第十四条、第二十四条、第二十五条」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十二条(超過保険)及び第六百六十二条(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

3 前項の規定は、自動車損害賠償責任共済について準用する。

(原子力損害賠償契約に関する法律の一部改正)

第六十五条中「若しくは」を「又は」に改め、

第七十六条(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次の各号を加える。

第十一條中「二年」を「三年」に改める。

第十二条中「補償した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に、「権利」を「求償権」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 政府が補償した金額
二 当該求償権の金額(前号に掲げる金額から当該不足金額を控除した金額)

第五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百四十二条(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効の効果)、第六百五十八条(保険契約者の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)」を「保険法第十四条(損害発生の通知)、第二十五条(請求権代位)及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)(保険料の返還の制限)」に改める。

第五百二十九条の二第二項において準用する商法第六百六十二条を削る。

五百二十九条の十七中「商法第六百三十二条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条」を「保険法第十四条、第二十四条、第二十五条」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十二条(超過保険)及び第六百六十二条(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額)

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条を「保険法第二十四条」に改め、同条中「商法第六百三十二条及び第六百四十二条」を「若しくは」を「又は」に改め、

第六十二条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十二条(超過保険)及び第六百六十二条(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

第六十二条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

第六十二条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

2 施行日前に締結された自動車損害賠償責任保険の契約に係る自動車の運行による事故が施行日以後に発生した場合における保険金の支払の請求については、保険法第九十五条第一項の規定を適用する。

二 当該補償契約により補償する補償損失について第七条の規定により政府が補償の義務を負う金額(前号に掲げる金額が当該政府の債務の金額に不足するときは、当該政府

が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額)

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十二条(超過保険)及び第六百六十二条(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十二条(超過保険)及び第六百六十二条(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

五百二十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改める。

は地域共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

(資金業法の一部改正)

第二十一条 資金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の七の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条中「保険金額」を「保険金」に改める。

第十六条の三の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条第一項中「保険金額」を「保険金」に、「商法(明治三十一年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による」を「保険法(平成二十年法律第三号)第三十八条又は第六十七条第一項の」に改める。

(資金業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)

第二十三条 保険業法(平成七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生死」を「生存又は死亡」に改める。

第三十六条中「二年間」を「三年間」に改める。

第六十三条第五項中「第二編第十章(第六百六十四条(第六百八十三条第一項において準用する場合を含む。)を除く。)(保険)及び「を削り、「保険契約」の下に「(海上保険契約に該当するものに限る。)」を加える。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前に入社した社員が退社した場合における保険業法第三十五条の払戻しを請求する権利の消滅時効については、なお従前の例による。

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、保険法の施行の日から施行する。

[別紙]

衆議院議長 河野 洋平殿

法務委員長 下村 博文

平成二十年四月二十五日

官 報

理由

保険法の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十六条中「二年間」を「三年間」に改める。

第六十三条第五項中「第二編第十章(第六百六十四条(第六百八十三条第一項において準用する場合を含む。)を除く。)(保険)及び「を削り、「保険契約」の下に「(海上保険契約に該当するものに限る。)」を加える。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法その他の十三の関係法律に要する整備を加えるとともに、所要の経過措置を定める。

めようとするものである。

なお、この法律は、保険法の施行の日から施行するものとしている。

二 議案の可決理由

本案は、保険法の施行に伴い、関係法律に所要の整備を加えること等とするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

三 告知義務の質問応答義務への転換や告知妨害に関する規定の新設により、告知義務違反を理由とする不当な保険金の不払いの防止が期待されていることを踏まえ、改正の趣旨に反しない

よう、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした告知書の作成など、告知制度の一層の充実を図ること。

四 保険給付の履行期については、保険給付を行うために必要な調査事項を例示するなどして確認を要する事項に関して調査が遅滞なく行われ、保険契約者等の保護に遺漏のないよう、約款の作成、認可等に当たり十分に留意すること。

五 重大事由による解除については、保険者が解除権を濫用することのないよう、解除事由を明確にするなど約款の作成、認可等に当たり本法の趣旨に沿い十分に留意すること。

六 未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、未成年者の保護を図る観点から適切な保険契約の引受けがされるよう、特に配慮すること。

七 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、また保険料の履行を行ふに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できること。

一 本法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法であつて、組織法や監督法の元化を図るものではないことを確認すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十八日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 河野 洋平殿

(号外)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用制限等(第十五条第一項)」

を「使用制限(第十五条)」に、「第二節 事務所等における禁止行為等(第二十九条・第三十条)」を

「第二節 事務所等における禁制行為等(第二十九条)」に、「第三節 損害賠償請求等の妨害の規制(第三十条)」を

「第三節 暴力行為の賞揚等の規制(第三十条の二)」に、「第五章 暴力追放運動推進センター(第三十一条・第三十二条)」を

「第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任第六章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除のための民間活動の促進(第三十二条・第三十三条)」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第三条第一号中「第七章」を「第八章」に改め、

同条第三号中「次条、第九条、第十二条の二第一号、第十五条の二第一項及び第十五条の三において」を「以下」に改める。

第九条に次の六号を加える。

十五 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる

者(以下この条において「自己の関係者」という。)がした許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八条)第二条第三号に規定する許認可をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る申請(同条第二号に規定する申請可等をいう。以下この号及び次号において同じ。)をいう。次号において同じ。)が法令(同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。)に規定された許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分(行政庁が、法令に基づき、特定の者を名めて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する处分をいう。以下この号及び次号において同じ。)の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をすることを要求すること。

十六 行政庁に対し、特定の者がした許認可等の要件が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分をすることを要求すること。

十七 国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七条)第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体(以下この条において「国等」という。)に対し、当該国等が行う公共工事(同法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下この条において同じ。)の入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格(入札の参加者の資格を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準(入札参加資格を有する者)のうちから入札に参加する者を指名する場合

顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となつてゐるもの

ハ 自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(口に該当するものを除く。)

ハ 自己が特定の者が指名基準に適合する者(指名基準に適合しない者を除く。)であるにもかかわらず、当該特定の者を当該申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分をすることを要求すること。

十九 国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求すること(前号に該当するものを除く。)

二十 国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受け入れをすることを求める指導、助言その他他の行為をすることをみだりに要求すること。

二十一 第十二条の五第二項第一号中「第七章」を「第八章」に改める。

第十四条第一項中「」の条及び第三十二条第二項において「」を削り、「」の項及び第三十二条第二項を「この項及び第三十二条の二第一項第七号」に改める。

口 法人その他の団体であつて、自己がその関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)

役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、

第三章の章名中「使用制限等」を「使用制限」に改める。

第十五条の見出しを削り、同条第一項中「」の条において」を削る。

第十五条の二の前の見出し、同条及び第十五条の三を削る。

第二十八条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十二条第三項中「第三十一条第一項」に改める。

第四章に次の二節を加える。

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制
(損害賠償請求等の妨害の禁止)

第三十条の二 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者(以下この条において「請求者」という。)を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。)につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 当該指定暴力団員その他の当該指定暴力

員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が当該不法行為をした指定暴力団員その他の当該被害求その他の当該被害を回復するための請求

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所(事務所とするために整備中の施設

又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。)の付近の住民その他の者での三を削る。

当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されて

いる建物若しくは土地(以下この号において「建物等」という。)の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対する当該行為の停止又は当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用者を対してする当該行為の停止又は当該暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が、当該暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労する目的で、当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、期間を定めて、当該金品等の供与をしてはならず、又はこれを受けてはならない旨を命ずることができる。ただし、当該命令の期間の終期は、当該刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過する日を超えてはならない。

二 当該指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る指定暴力団等の事務所(その管

理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限る。)又は当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその住宅に対する凶器を使用しての暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

第四節 暴力行為の賞揚等の規制

第三十条の五 公安委員会は、指定暴力団員が次の各号のいずれかに該当する暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴

力行為の停止又は当該暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴力行為を防止するために必要な事項を命ずることができ

る。

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴

力的要求数行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該暴力的要求数行為に応じさせる目的で、当該

相手方又はその配偶者等に対してする暴力行

為

四 第三十条の二各号に掲げる請求を妨害する目的又は当該請求がされたことに報復する目

的で、当該請求をし、若しくはしようとする者又はその配偶者等に対する暴力行為

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の期間を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、速やかに、当該命令を取り消さなければならぬ。

二 第四十七条中第九号を第十二号とし、第二号か

ら第八号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条に次の三号を加える。

十三 第三十条の三の規定による命令に違反し

に掲げる請求が行われた場合において、当該請

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置)
第三十条の四 公安委員会は、第三十条の二各号に掲げる請求が行われた場合において、当該請

求の相手方である指定暴力団員が当該請求に係る請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができ

十四 第三十条の四の規定による命令に違反した者

た者

第三十条の五第一項の規定による命令に違反した者

第四十八条中「第三十一条第七項」を「第三十二条第七項」に改める。

第七章を第八章とする。

第三十四条第一項中「又は第二十七条」を「第

二十七条、第三十条の四又は第三十条の五第一項」に改め、同項ただし書中「又は第十六条」を「第十六条」に、「の相手方」を「若しくは第三十

三条の五第一項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等に改める。

第三十五条第一項中「又は第二十七条」を「第

二十七条、第三十条の四又は第三十条の五第一項」に改め、同条第四項中「第三十五条第一項」の下に「第三十条の四及び第三十条の五第一項」を加え、同項ただし書中「当該仮の命令に係る違反行為に関する第十一條第二項等の規定(第三十五条第一項の規定を除く。)による命令をするため又は当該

仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に関する第十五條第一項の規定による」を「次に掲げる」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次各号を加える。

一 当該仮の命令に係る違反行為に関する第十

一条第二項等の規定(第十五条第一項、第三

十条の四及び第三十条の五第一項の規定を除

官 (号) 外)

く。による命令

二 当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所

に関する第十五条第一項の規定による命令

三 当該仮の命令に係る請求に関する第三十条の四の規定による命令

四 当該仮の命令に係る暴力行為に関する第三十条の五第一項の規定による命令

五 当該仮の命令に係る暴力行為に係る暴力行為による不當な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

團員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会

第三十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「若しくは第三十条」を

「第三十条若しくは第三十条の三」に改め、「第十五条第一項」の下に「第三十条の四及び第三十

条の五第一項」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の二を同条第六号とする。

第四十二条第三項中「又は第三十条」を「第三十条又は第三十条の三」に改める。

第四十三条中「第六章」を「」の章に改め、「(平成五年法律第八十八号)」を削る。

第五章の章名を次のよう改める。

第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

(対立抗争等に係る損害賠償責任)

第三十一条 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、

これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下

この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十二条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体(次項

において「事業者等」という。)が自發的に行う暴力排除活動(暴力団員による不當な行為を防止

し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不當な影響を排除するための活動をいう。

同項において同じ。)の促進を図るため、情報の

提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよ

う、その安全の確保に配慮しなければならない。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

(対立抗争等に係る損害賠償責任)

第三十一条 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、

これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下

この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十二条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体(次項

において「事業者等」という。)が自發的に行う暴力排除活動(暴力団員による不當な行為を防止

し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不當な影響を排除するための活動をいう。

同項において同じ。)の促進を図るため、情報の

官報(号外)

行為(当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。)を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該代表者等が当該代表者等以外の当該指定暴力団の指定暴力団員が行う威力利用資金獲得行為により直接又は間接にその生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得ることがないとき。

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

(民法の適用)

第三十一条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前二条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

別表中第四十六号を第五十一号とし、第四十五号を第五十号とし、第四十四号を第四十八号と

行為(当該指定暴力団の威力を利用して生計の

維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。)を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

し、同号の次に次の一号を加える。
別表に次の二号を加える。

四十九 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第五章に規定する罪

別表中第四十三号を第四十七号とし、第三十九号から第四十二号までを四号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)に規定する罪

五十三 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第五章に規定する罪

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第二節 事務所等における禁止行為等(第二十九条・第三十条)を改める部分に限る)、第九条の改正規定、第十五条の改正規定(見出しを削る部分を除く)、第四章に二節を加える改正規定、第十七条の改正規定、第三十四条第一項の改正規定、第三十五条の改正規定、第三十九条の改正規定(同条第十号中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二 第七項」に改める部分に限る)、第九条の改正規定、第十八条の改正規定(「第六章」を「この章」に改める部分を除く)及び別表の改正規定(次号に掲げる規定を除く)、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十号)第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第五十六号)第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第五項第四号ハ

六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第六条第一項第五号及び第二十四条の六の四第一項第十二号

七 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七号)第六条第六号二

八 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十条第四号

号に掲げる規定の施行の日のいすれか遅い日(経過措置)

第二条 この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十一条の規定は、この法律の施行後に指定暴力団員が行つた他人の生命、身体又は財産を侵害する行為について適用する。

第三条 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第七項」を「第三十二条の二 第七項」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十号)第二十九条の四第一項第二号ト

二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第八号

三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十号)第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第五十六号)第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第五項第四号ハ

六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第六条第一項第五号及び第二十四条の六の四第一項第十二号

七 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七号)第六条第六号二

八 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十条第四号

別表中第三十七号を第四十号とし、第三十三号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 保険業法(平成七年法律第百五号)第五編に規定する罪

別表中第三十七号を第四十号とし、第三十三号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第八章に規定する罪

別表中第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第八章に規定する罪

別表中第二十九号を第三十号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百三十号)第六章に規定する罪

別表中第四十六号を第五十一号とし、第四十五号を第五十号とし、第四十四号を第四十八号と

九 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第六条第一項第五号ホ

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十二条第一項第二号ハ

十一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第六十二条第一項第一号ハ

十二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第三条のうち貸金業法第二章の次に一章を加える改正規定中第二十四条の八第五項第四号イに係る部分、第二十四条の二十七第一項第五号に係る部分及び第二十四条の三十七第一号に係る部分

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

五百七十三条中「第三十一条第一項第一号及び第三十二条第一項」を「第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項」に改める。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかかるが、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等

規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不當な要求行為を暴力的・要求行為として規制する行為に追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 暴力的・要求行為として規制する行為の追加

指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示してする次に掲げる行為を暴力的・要求行為として規制する行為に追加すること。

(一) 行政庁に対し、自己若しくは自己の関係者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者

に該当することを要求し、又は特定の者に該当する事由がないにもかかわらず、

当該不利益処分をするなどを要求すること。

2 損害賠償請求等の妨害の規制のための規定の整備

(一) 損害賠償請求等の妨害の禁止

指定暴力団員は、当該指定暴力団員の所

属する指定暴力団等の指定暴力団員に対し

入札について、自己若しくは自己の関係者が

が入札参加資格を有する者でなく、又は自

己若しくは自己の関係者が指名基準に適合

する者でないにもかかわらず、当該自己又

は自己の関係者を当該入札に参加させること

とを要求すること。

(二) 損害賠償請求等の妨害に対する措置等

公安委員会は、指定暴力団員が(一)に違反

する行為をしている場合には当該行為の中止のための命令を、指定暴力団員が請求者

又はその配偶者等の生命、身体又は財産に

特定の者を当該入札に参加させないことを

要求すること。

(五) 国等に対し、特定の者を当該国等が行う

公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求すること。

(六) 国等に対し、当該国等が行う公共工事の

契約の相手方に對して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の

に係る暴力行為により刑に処せられた場合に

当する事由があるにもかかわらず、当該不

利益処分をしないことを要求すること。

(二) 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者

について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、

当該不利益処分をするなどを要求すること。

3 対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制のための規定の整備

公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等

の防止のための命令をすることができるこ

と。

おそれがあると認める場合には当該行為

の防止のための命令をすることができるこ

と。

全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れをすることを求める指

導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

官 報 (号 外)

において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の執行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができる。

4 威力利用資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備

指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為(当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。)を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと。

5 暴力排除活動の促進のための規定の整備

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動(暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。)の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずることとする。

平成二十年四月三十日 衆議院会議録第二十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

6 その他
その他所要の改正を行うこと。

7 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、1から3までは公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかかるがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行つた資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行つた損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的 requirement行為として規制する行為に追加すること等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣委員長 中野 清

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十一日
郵便物認可

平成二十年四月三十日 衆議院会議録第二十六号

発行所
二東京一〇五番四丁目
独立行政法人国立印刷局
二九三九年四月一日
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 二二〇円